# 船員法の一部を改正する法律

船員法 (昭和二十二年法律第百号) の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

#### 目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 船長の職務及び権限 (第七条―第二十条)

第三章 紀律 (第二十一条—第三十条)

第四章 雇入契約等 (第三十一条—第五十一条)

第五章 給料その他の報酬 (第五十二条—第五十九条)

第六章 労働時間、休日及び定員(第六十条―第七十三条)

第七章 有給休暇 (第七十四条―第七十九条の二)

第八章 食料並びに安全及び衛生(第八十条―第八十三条)

第九章 年少船員 (第八十四条—第八十六条)

第九章の二 女子船員 (第八十七条―第八十八条の八)

第十章 災害補償 (第八十九条—第九十六条)

第十一章 就業規則(第九十七条—第百条)

第十一 章 · つ 二 船員 の労働 条件等  $\mathcal{O}$ 検査 等 (第百条の二―第百条の十一)

第十一章の三 登録検査機関 (第百条の十二―第百条の二十八)

第十二章 監督 (第百一条—第百十二条)

第十三章 雑則 (第百十三条—第百二十一条の四)

第十四章 罰則(第百二十二条—第百三十五条)

附則

第一 条第一 項中 「で船員」 を「において 「船員」」 に、 「の定める」を「で定める」に改める。

第二条第一 項中 「で海員」 を 「にお いて 「海員」」 に改 め、 同 条第二項中 「で予備船員」 を に お į١ ·
\_

予備船員」」に、「雇ようされて」を「雇用されて」に改める。

第三条中 「で、 職員」 を「において 「職員」」に、 「の定める」を「で定める」 に改め、 「を 1 V. 部員

とは、職員以外の海員」を削り、同条に次の一項を加える。

この法律において「部員」とは、職員以外の海員をいう。

第四条中 「で、 給料」 を「において 「給料」」 に改め、 「をい \ \ \ 労働時間とは、 上長の職務上の命令に

基き航 海当直その 他の 作業に従事する時間」 を削 り、 同条に次の一 項を加え える。

 $\mathcal{O}$ 職 務 上  $\mathcal{O}$ 命 令により作 業に )従事: す る時 間 に限 る。 を 1 う。

この

法律

に

お

7)

て

「労働

時

間

とは、

船員が職

務

上

必要な作

上業に従

事する時

間

(海員にあ

つては、

上長

第五 条中 法 律及び」 を 「法 律の 規定 (第十一章の二、 第百十三条第三項、 第百三十条の二、 第百三十条

の 三、 第百三十一条 (第四号の二に係る部分に限る。) 及び第百三十五条第一項 (第百三十条の二、 第百三

十条の三又は第百三十一条第四号の二の違反行為に係る部分に限る。)を除く。) る命令のうち」 を「基づく命令の規定 (第十一章の二の規定に基づく命令の規定を除く。) のうち、」に、 及び」に、 「基いて発す

「場合には、」 を 「場合には」 に改め、 同 条に次の 項を加える。

る部分に限る。) 第十一章の二、 及び第百三十五条第一項 第百十三条第三項、 第百三十条の二、 (第百三十条の二、第百三十条の三又は第百三十一条第四号の 第百三十条の三、 第百三十一条 (第四 号の二に係

二の違反行為に係る部分に限る。) の規定並びに第十一章の二の規定に基づく命令の規定のうち、 船舶 所

有者に関する規定は、 船舶共有の場合には船舶管理人に、 船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適用す

る。

第三十一条中 「第三十四条まで」を 「この条、 次条、 第三十三条、 第三十四条」 に改める。

第三十二条の見出しを 船 舶 所有 者 は、 雇 入契約を締結  $\neg$ (雇入契約 しようとするときは、 の締 結前  $\mathcal{O}$ 書 面の交付等)」に改め、 あらかじめ、 当 該 同条第 雇 入契約 項を次のように改める。  $\mathcal{O}$ 相 手方となろうとす

る者 (次項に お 7 ·
\_ 相 手方」という。)に対し、 次に掲げ る事 項につい て書面を交付して説明しなけれ

ばならない。

船舶所有者の名称又は氏名及び住所

給料、 労働時間 間その他 の労働条件に関する事項であつて、 雇入契約の内容とすることが必要なものと

して国土交通省令で定めるもの

第三十二条第二項中 「船員 に対してその旨を明 示 i なけ ń ば を あら かじめ、 相手方に対し、 その旨

を書面を交付して説明しなければ」に改め、 同条に次の二項を加える。

船 舶 所有者は、 雇入契約の内容 (第一項第二号に掲げる事項に限る。) を変更しようとするときは、 あ

5 かじめ、 船員に対し、当該変更の内容について書面を交付して説明しなければならない。

第二項の規定は、 前項の場合について準用する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(募集受託者又は船 員職業紹介事業者を利用した船員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 雇 入れ

で制限)

第三十二条の二 船舶 所有者は、 次に掲げる者を船員として雇 1 入れては ならな

当該 船 舶 所有者が、 船 員職業安定法 (昭 和二十三年法律第百三十号) 第四十四 [条第 項  $\mathcal{O}$ 許 可を受け

ないで日本国内において募集受託者 (同条第二項に規定する募集受託者をいう。 第三号にお いて同じ。

に行わせた船員の募集 (同法第六条第七項に規定する船員の募集をいう。 同号において同じ。)に応

じた者

船員職業安定法第三十四条第 項の許可を受けて、 又は同法第四十条第一 項の規定による届出をして

船 員 【職業! 紹 介事 業 (同 法第六条第三項に規定する船員職業紹介事業をいう。 第四号において同じ。)を

行う者以外 の者 (日本政 府及び船員  $\mathcal{O}$ 雇用の促進に関する特 別措 置法 (昭和) 五. 十二年法律第九十六号)

第七条第二項に規定する船員雇用促進センターを除く。 が日本国内において当該船舶所有者に紹介し

### た求職者

当該船 舶 所有者が、 外国において、 当該外国における船員の募集を適確に実施することができるもの

とし て国土交通省令で定める基準に適合しない 募集受託 諸に行り わせた船 員 の募集に応じた者

兀 外国に おいて、 当該外国 に お ける船員職 業 紹 介事業を適 確に実施することができるものとして国土交

通省令で定める基準 に適合し な 1 者が当該 船 舶 所 有者 に紹 介した求 職者

第三十六条を次のように改める。

(雇入契約の成立時の書面の交付等)

第三十六条 船 舶所有者は、 雇入契約が成立したときは、 遅滞なく、 国土交通省令で定めるところにより、

次に掲げる事項を記載した書面を船員に交付しなければならない。

- 一 第三十二条第一項各号に掲げる事項
- 二 当該雇入契約を締結した船員の氏名、住所及び生年月日
- 三 当該雇入契約を締結した場所及び年月日

船 舶 所有者は、 雇入契約 の内容 (第三十二条第一項第二号に掲げる事項に限る。) を変更したときは

遅滞なく、 国土交通省令で定めるところにより、 その変更の内容並びに当該変更について船員と合意した

場所及び年月日を記載した書面を船員に交付しなければならない

船 舶 所有者: は、 前二項  $\mathcal{O}$ 書面 の写 しを船内 に備え置かなけ れ ばならない。

第三十七条第 項 中 「の定め る を 「で定める」 に改 め、 海員 名簿を提示 して を削 る。

改め、 同 条に 次 の 三 項を加え る。

第四

+

-七条中

に

を

「い

ずれ

か

に

に、

地

を

地。

次項に

お 7 7

「 雇

入港等」

という。

船 舶 所有 者 は、 第四十条第二号から第四号までの規定により雇入契約を解除した場合又は同条第五 号の

規定により雇入契約を解除 した場合 (船員 (の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあ

る場合に限る。 しに お いて、 船員が自己の負担においてその希望する雇入港等まで移動することができな

V) ときは、 遅滞なくその費用で、 船員  $\mathcal{O}$ 希望により、 雇 入港等まで船員を送還 しなけ ればならない。 ただ

送還に代えてその費用 を支払うことができる。

前 項の規定により船員を送還する場合における輸送手段は、 正当な理由 がある場合を除き、 船員の希

望に応じたものでなければならない。

船 舶 所有者は、 第二項の規定により、 その費用で船員を送還したとき、 又は送還に代えてその費用を支

払 つたときは、 船員に対し、 当該費用 の償還を請求することができる。

第四 十九条第 一項中 船 舶 所有者: は 0 下に 第四十七 条第一 項の規定により船員を送還する場合には

を、 「ならな V )  $\mathcal{O}$ 下 に 同 項 ただし 書 の規 定に により」 を加 える。

次に次の一項を加える。

第五

十条第三

項

中

訂

正

書換」

を

「再交付、

訂正、

書換え」

に改め、

「これを」

を削り、

同

条第二

項の

船 長 は、 玉 土文通省令で定めるところにより、 船内における職務、 雇入期間その他の船員の勤務に関す

る事項を船員手帳に記載しなければならない。

第五十三条に次の一項を加える。

船 舶 所有者: は、 船 員 E 給料その 他 0 報 酬を支払う場合に お いては、 国土交通省令で定めるところにより

船 質に対 Ļ 給料そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 報 酬 の支払 に 関 す る事 項を記ざ 載 L た書 面を交付しなけ ればならない。

第六十条第一 項及び第二項並びに第六十一条中 「海員」 を 「船員」 に改める。

第六十二条第一項中 「海員」を「船員」に、 「第八十八条の二の二第三項及び」を「第八十八条の二の二

第四項及び第五 項並びに」に改め、 同条第三項中「海員」を「船員」 に改める。

第六十四条第 一項中 「第七十二条の二」 を「第七十二条」に改め、 「超えて」の下に「、 自ら作業に従事

若しくは」

を、

お

いて

の 下 に

 $\overline{\ }$ 

自ら作業に従事し、

若しくは」を加え、

同条第二項中

「ときにお

1 に改 て を め、 「ため」に改め、 超えて」 の 下 に 増 加する」の ら作 ·業 に 下に 従事し、 一必 要がある」 又は」 を加え、 を加え、 同 条に 「第七十二条の二」 次 0 項を加 える。 を 「第七十二条

船 長 は、 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に より、 補 償 休 日又は休 .息時 間 に お 7 て、 自ら 作 業に 従 事 į 又は 海 員を作業に

自

従事させたときは、 船 舶 0 運 航 の安全の 確保に支障を及ぼさない限りに お いて、 当該作業の終了後できる

限 り速やかに休息をし、 又は休息をさせるよう努めなければならない。

第六十四条 の二第 項 中 「第七十二条の二」 を 「第七十二条」に、 海 員 を 「船員」 に改める。

第六十五条中 「海員」 を 「船員」 に改め

第六十五条 の二第 項中 「第六十四 条第二項又は」 を削り、 「第七十二条の二」 を「第七十二条」に、

「並びに前項の規定による作業に従事する労働時間を含め」に改め、 同条第二項中 「海員 を前項

を含め」

を

に改 を 「船員 め、 (を前二項」に改め、 同 条 第四 1項中 「及び第二項」を 同条第三項中 「から第三項まで」に、 「海員」 を 「船員」に、 「海員」 「 第 一 を 項に」を 「船員」 第一 に改め、 項及 同 び 第二 条に 第 項に

項として次の

項を加

える。

員に 時 た ŋ 間 第六 あ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 十四四 労 つて 制 働 限 は 時 条 を 超えて 次項 第二 間 は、 項  $\mathcal{O}$ 第六十 規 船  $\mathcal{O}$ 規定 定に 員 を 作業に よる作 · 条 第 により第六十条第一 業に 項 従 事させる場合で  $\mathcal{O}$ 従事する労働 規 定及び第七 項の 十二条 あ 時 規定又は第七十二条 間 つても、 を含め、 0 玉 船 土 一交通 それぞれ 員  $\mathcal{O}$ 省 令 日 (T) 当た 十四四 国土交通省  $\mathcal{O}$ 規定 時 り 間 に  $\mathcal{O}$ 労 ょ 及び七十二 る 働 令 労働  $\mathcal{O}$ 時 規定 間 及 時 時 間 び による労働 間 並 を 週 び 間 限 12 度 海 当

第六十五条の三中 「海員」 を 「船員」に改め、 同条に次の一項を加える。 とする。

半 0 前 過 数 項 半数を代表する者と で 組  $\mathcal{O}$ 織 規 定に す ,る労働 か カゝ 組 わらず、 合 が  $\mathcal{O}$ 書 あるときはその労働 船 面 に 舶 よる協定をし、 所 有者 は、 国土 組 これ 交通省令で定めるところにより、 合、 船 を 玉 員 土  $\mathcal{O}$ ·交通· 過半 大臣 数で に 組 織す 届 け 、る労働 出 た場 合 その使用 組 合が 12 お な 1 7 V する船員 ときは は、 その 船  $\mathcal{O}$ 

員

協定で定めるところにより、

休息·

時

間

を、

日について三回以上に分割

して、

又は

前

項に

.規定する場合に

過

お V て休息時 間 のうちいずれか長い方の 休息時間を六時間未満として、 船員 (海員にあつては、 次に掲げ

る者に限る。)に与えることができる。

8 る特別 船舶 が  $\mathcal{O}$ 狭 安全上 V 水路を通  $\mathcal{O}$ 必 要 過するため航 が ある場合に 海 お 当直の員数を増加する必要がある場合その他 7 て 作業に従事する海員 <u>(</u>つ 国土交通省令で定

定期的 に 短 距 離  $\mathcal{O}$ 航 路 に 就航 するため 入 出 港 が 頻繁 で あ る 船 舶 そ  $\mathcal{O}$ 他 0 いその航 海  $\mathcal{O}$ 態 様 が 特 殊で ある

ため 船 員 が 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に よることが著 しく不 適当な 職 務に従事 することとなると認め 5 ħ る 船 舶 で 玉

土 交通 大 臣  $\mathcal{O}$ 指定す Ź t  $\mathcal{O}$ に 乗 ŋ 組 む 海 員

第六十六条中 「海員」を 「船員」に、 「第七十二条の二」を「第七十二条」に改める。

第六十六条の二中「海員」を「船員」に改める。

第六十七条第 一項 中 「備え置 いて、 の 下 に 「船員の」を、 「第六十六条」の下に「(第八十八条の二の

二第四 項 及び 第 五. 項 並 び に 第八十八条 の三第四項に は į, 、て準 用する場合を含む。)」 を加え、 同 条第二 項中

「海員」を「船員」に改める。

第六十八条中 「第七十二条の二」 を 「第七十二条」 に、 「海員 が船長の 命 令により、 次 <u>の</u> を 「船員 (が次

に掲げる」 に改め、 「場合」 の 下 に (海員にあつては、 船長の命令によりこれらの作業に従事する場合に

限る。 を加え、 同条に次の一項を加える。

船 長は、 補償休 日又は休 .息時間 において、 前項各号に掲げる作業に自ら従事し、 又は海員を従事させた

に休 息をし、 又は休り 息をさせるよう努め なけ れ ば なら な

ときは、

船

舶

 $\mathcal{O}$ 

運

航

の安全

 $\overline{\mathcal{O}}$ 

確保に支障を及ぼさない

限りにおい

て、

当該

作業

の終了後できる限り速やか

第七 第六十九 条 第 条第 項中 項 中 次  $\overline{\mathcal{O}}$ 定め (T) Ś を 「次に掲げる」 を 「で定める」 に に、 改 め、 第七 第 一号を削 十二条の二」 り、 第二号を第一号とし、 を 「第七十二条」 に改 同  $\delta$ 項第三号

中 海 員 を 「船員」 に改め、 同号を同 項第二号とする。

第七十二条を削

第七十二条の二中 海 員 を 「船員」 に改め、 同条を第七十二条とする。

第八十条第 項 中 国 土交通省令 の定めるところにより」 を削 り、 同 条 第二項 中 遠 洋 区 域」 を 「第 項

の規定 場合にあつては」に、 に よる食料  $\mathcal{O}$ 支給 「よらなけれ は、 遠 洋区 ば . 域 \_ を に、 「基づいて行わ 国 土交通省 なけ 令 ħ ば を 国 に改 土 め、 交通 省令で」 同 条 第一 項の に、 次に次 食料  $\mathcal{O}$ は 項を を \_

加える。

前 項  $\mathcal{O}$ 規定による食料の支給は、 船員が職務に · 従事 する期間 一又は船員が負傷若しくは疾病 のため職務に

従 事 L な 期間 に お 1 て は 船舶 所 有者  $\mathcal{O}$ 費用 で行わ なけ ればならな

第八十条に次の一項を加える。

船 舶 所 有 者 たは、 そ の大きさ、 航 行 区 域 及び航 海  $\mathcal{O}$ 態 様 を勘 案 L て国土交通省令で定め る船が 舶 に は、 第

項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る船 内 12 お け る 食料  $\mathcal{O}$ 支給 を適! 切 に 行 う能 力を有するも  $\mathcal{O}$ とし て国土交通省令 で定 8 る 基 淮

に該当する者を乗り組ませなければならない。

第八十一条第 項 中 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 備 付 け、 安全及び 衛生に関 する教育」 を 「船内 衛 生 0 保持 に必要な設 備  $\mathcal{O}$ 

設置 一 及 び 物 品品 の備 付 け、 船 内 作 :業に よる危害の防 止 及び船内 衛 生  $\mathcal{O}$ 保持 に関 はする措置 置  $\mathcal{O}$ 船 内 12 お け る実施 及

びそ 0 管 理  $\mathcal{O}$ 体 制  $\mathcal{O}$ 整 備 に、 「の定める」 を 「で定める」 に改 め、 同 条第二項中  $\sigma$ 定め る を 「で定

る」に改める。

第 八 十五 条 第 項 中 十 五. 年 未満 ...の者」 を 十 六 年未満  $\mathcal{O}$ 者 (漁 船 12 あ つ て は、 年 齢 + 五. 年 に 達 L た 日以

後 0 最初 の三月三十一 日 が 終了 L た者を除く。 に改 め、 同 項 ただだ し書中 「但し」 を「ただし」 に改め、

同条第二項中「の定める」を「で定める」に改める。

第八十六条第二項中 「第六十八条第一号」を「第六十八条第一 項第一号」 に改める。

第八十八条の二中 「第六章 (第六十条第二項及び第三項、 第六十二条並 びに第六十三条  $\mathcal{O}$ 規定を除く。)

を 「第六十一 条、 第六十 匹 一条から 第六十五条の二まで、 第六十五 条 か 三 第三項、 第六十六条、 第六十八条

第 項 反 び第七 + 条 か 5 第七 十三条まで」 に、 海 員  $\mathcal{O}$ 労 働 時 間 及 び 休 日 を 船 員 12 改 8) る。

第八十八条 の二の二第二 項 中 「前 項 に規 定する 労働 時 間 を 第六 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に よ る労 働 時 間  $\mathcal{O}$ 制

限」 に 改 め、 ただし 書 を 削 り、 同 条第1  $\equiv$ 項 を次  $\mathcal{O}$ よう É 改 8 る。

船 舶 所 有 者 たは、 出産 後 八 週 間 を経 過 し た妊産 婦 0) 船 (員が、 第六十四条第一項に規定する場合に お 7 て、

第六十条第 項の 規定による労働 時 間  $\mathcal{O}$ 制 限 を超えて作業に従事することを申し出たとき(その 者の 母 性

保 護 上 支障 が ない . と医. 師 が 認め た場合に 限る。 は、 前 項 0 規定に か か わ らず、 同 条 第 項 0) 規定による

労働 時 間  $\mathcal{O}$ 制 限 を 超 えて当り 該 妊 産 婦  $\mathcal{O}$ 船 員 を作 業に 従事させることができる。

第八十 八条 の 二 の 二 第 項 を 削 り、 同 条 に 次  $\mathcal{O}$ 兀 項 を加 える。

船 舶 所 有 者 は、 出 産 後 八 週 間 を 経 過 L た妊 産 婦  $\mathcal{O}$ 船員 が、 第六十四 条第二項に規定する場合に お いて、

第六 保 土 交通 十条第 上 支障 省令 で が 定め な 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 7 る時 と医師 規定 に 間 を よる労働 が 限 認  $\Diamond$ 度として、 た場 時 合に 間  $\mathcal{O}$ 第六十 限 制 る。 限 を超えて作業 条第 は、 項 第  $\mathcal{O}$ に従 規 項 定による  $\mathcal{O}$ 規定に 事することを申 る労働 か か 時 わ 間 5 ず、 L  $\mathcal{O}$ 制 出 第六十 限 たとき を超えて当該 四条第二 (そ 0) 者 項  $\bar{O}$ 妊 産 母  $\mathcal{O}$ 性 婦 玉

 $\mathcal{O}$ 

船

員

を作

業

に従

【事させることができる。

員 第 7 < が 第六 作 は 第六 業 労 項 第 + + 中 働 七 に 従 匹 五. 十 二 時 第六十条 条 事 条 間 の 二 第三 条  $\mathcal{O}$ L た 制  $\mathcal{O}$ 項 限 第 場 玉 及び 第 を超 合 土 項、 交 に 第六 項 え 通 0 て作業 第三項  $\mathcal{O}$ 省 1 十六 規定又 令 て 潍  $\mathcal{O}$ 12 及 規 用 条 従事 は び 定  $\mathcal{O}$ す 第七 第 る。 規 とあ 几 定 L 項 十二条の た場合に は 並 る  $\mathcal{O}$ 第二 び 場  $\mathcal{O}$ 一合に に は 第六 玉 つい 項 |土交通  $\mathcal{O}$ お + て準 第 規 1 六 六 て、 定 条 12 省 用 + する。 令  $\mathcal{O}$ 第六 条 ょ ŋ 規  $\mathcal{O}$ 第 規 十六 妊 定 この 定 は 項 産 条 婦  $\mathcal{O}$ 場合に とあ 第三 規 中  $\mathcal{O}$ 定 船 項 第 る 員 と読  $\mathcal{O}$ お 0 六 が は 労 7 規 + て、 定に 条第 働 4 「第六十 替 時 第六 より える 間 項  $\mathcal{O}$ 条 + 妊  $\mathcal{O}$ 制 ŧ 第 五 産 規 限  $\mathcal{O}$ 条 婦 を 定 超え 項 *の*  $\mathcal{O}$ 若 船  $\mathcal{O}$ 

とあ

るの

は

第八

十八条

の 二

<u>ー</u>の ニ

第

五.

項

E

お

1

て準

用す

る第

項

と、

同

条第

兀

項 中

「第六十

兀

条第

項

つて

は

次

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

作

業

に

従

事

する」

とあ

る

 $\mathcal{O}$ 

は

同

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

と

同

条第三

項

中

前

項」

規

定

٢,

第六

+

条第

\_\_\_

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

及び

第七:

十二条

 $\mathcal{O}$ 

玉

土

交通

省

令

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

よる労働

時

間

並

び

に

海

員

に

あ

準 用する第 とあるの は 項」と、 「第八十八条の二の二第二項」と、 第六十六条中 「第六十条第 第一 項の規定若しくは第七十二条の国土交通省令の 項及び第二項」とあるのは 同 **|**条第| 五項にお 焼定. いて

とあるのは 「第六十条第一 項の規定」 と読み替えるものとする。

第六十五 条 の三第三項 0) 規定 は 出産 後 八週 間 『を経過』 した妊 産 婦  $\mathcal{O}$ 船 員 (海員にあつては、 同 項各号に

 $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 母 性 保 護上支障 が な 1 と医 師 が 認  $\Diamond$ た場 合につい て準 用する。

掲げる者に限

る。

が

そ

 $\mathcal{O}$ 

休

息時

間

を同

項

 $\mathcal{O}$ 

協

定で定めるところによることを船

舶所

有者に申

L

出

そ

第八十八条 の三第二 項中 海 員 を 「船員」 に 改め、 「超える場合」と」 の 下 に 「当該 週 間 に お 7

て少なくとも一 1 、 て 」 とあるのは 日 0 「次項において」と」を加え、 休日が与えられない場合にあつては、 同条第三項中 その超える時間 「休日にお , \ が 八時 て作業に従事することを申 間 を超える時間 次項 L に 出 お

た場合 (妊産! 婦 0) 海 員にあつては、 第六十四条第一 項又は第六十五条に規定する場合に限る。 を 「次に

掲げる申出をした場合」に改め、同項に次の各号を加える。

第六十 匹 条第 項 に 規定する場合に お 1 て、 休 日 に お 7 て作業に従事することの 申 出

第六十五 条に規定する場合にお 1 て、 同 条 0 協定で定めるところにより、 カゝ つ、 国土交通省令で定め

る 日 数を超えな 1 範囲 内 で、 休 日 に お V て作業に従事することの 申 出

第八十八条の三第四 項中 「前項の」 を 前 項 (T) に、 海員 (第七十二条各号に掲げる者を除く。)」

を 船 員 に改め、 第六十七条  $\bigcirc$ 規定は妊 産 婦  $\mathcal{O}$ 船員 が 乗り 組 む 船 舶  $\mathcal{O}$ 船長及び 船 舶 所有者 について」

を削り、後段を削る。

第八十 八条  $\bigcirc$ 五. 中 「第六十条第二 一項及び 第三項」 を 「第六十条」 に、 並 び に を 第六十 五 一条の三 一第

項及び 第二 項 第六十六条の二、 第六十七条並 びに に、 「第六十八条第 号 を 「第六十八 条 第 項第

号」に改める。

第十一章の次に次の二章を加える。

第十一章の二 船員の労働条件等の検査等

(定期検査)

第百条の二 総  $\vdash$ シ 数 五. 百  $\vdash$ ン 以上  $\mathcal{O}$ 日 本 船 舶 ( 漁 船 その 他 国 土交通省令で 定め る 特 莂  $\mathcal{O}$ 用 途 に 供され る船

舶 を除 く。 以下 特定 船 舶 という。  $\mathcal{O}$ 船 舶 所 有 者 は 当該 特定 船 舶 を 初 8 て 本 邦  $\mathcal{O}$ 港 と本 邦 以 外  $\mathcal{O}$ 地

O港 との 間 又は 本 邦 以外  $\mathcal{O}$ 地 域  $\mathcal{O}$ 各 港 間  $\mathcal{O}$ 航 海 (以 下 国 際 航 海 という。 に従事させようとすると

域

きは、 当該 特 定船 舶 に係 る 船員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 労 働 条件、 安全衛生その 他 0) 労 働 環境 及び療養 補 償 (以 下 「労 働 条件等

について、 国土交通大臣又は第百条の十二の規定により国 土交通大臣  $\mathcal{O}$ 登録を受けた者 以

下 登録 検 査 機関」 という。 )の行う定 期検査を受けなけ れ ばならない。 次条第 項  $\mathcal{O}$ 海 上労 働 証 書 又 は

第百 条 の 六 第三項  $\mathcal{O}$ 臨 時 海 上労働 証 書  $\overline{\mathcal{O}}$ 交付を受けた特定 船 舶をその 有 効 期 間 満 了 後 Ł 玉 際 航 海 に 従 事 さ

せようとするときも、同様とする。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 検 査 は、 特定 船 舶 以 外  $\mathcal{O}$ 日 本 船 舶 ( 漁 船 そ  $\mathcal{O}$ 他 同 項  $\mathcal{O}$ 国土 一交通 省 令で定 8) る 特 別  $\mathcal{O}$ 用 途 に 供 され

る 舶 を除い であ つて 玉 際 航 海 に 従事 させようとするもの に つい て ŧ, 船 舶 所 有 者  $\mathcal{O}$ 申 請 に ょ り 実

施することができる。

(海上労働証書)

第百 の 三 玉 土交通大臣 は、 国土交通大臣又は 登録検 査 機関 が 前条第 項 0) 検査 の結果当該 船 舶 が 次 に 掲

げ る要件の : の 全 てに 適合すると認めたときは、 当 該 船 舶  $\mathcal{O}$ 船 舶 所 有者 に 対 Ļ 海 上 労働 証 書を交付 しなけ れ

ば なら な 1 玉 土交 通 大 臣 又 は 登 録 検 査 機 関 が 同 項  $\mathcal{O}$ 検 查  $\mathcal{O}$ 結 果当 該 船 舶 が 次 12 掲 げ る 要件  $\mathcal{O}$ V ず ħ か 12

適合し てい な 1 · と認 8 た場 合に お 1 て、 国土 交 通 大 臣 |が当 該 要件 に適合す っるたり め に 必 要 な措 置 が 講 じ 5 れ

たものと認めたときも、同様とする。

第三十二条第一項及び第三項の規定により、 船員にこれらの規定に規定する書面が交付されているこ

کے

第三十二条の二各号に掲げる者が船員として雇い入れられていないこと。

کے

三

第三十六条第

項及び第二項の規定により、

船員にこれらの規定に規定する書面が交付されているこ

匹 第三十六条第三項の規定により、 同 項に規定する書面 の写 しが 船内 に備え置か れていること。

五. 第五十条第三項の規定により、 船員  $\mathcal{O}$ 勤務に関する事項が 船員手帳に記載されていること。

六 第五十三条第一項及び第二項並びに第五十六条の規定により、 船員に給料その他の報酬 が支払われて

いること。

七 第五十三条第三項の規定により、 船員に同 項に規定する書面が交付されていること。

八 船 員  $\mathcal{O}$ 労 働 時 間 及び 休 . 日 が、 第六十条第一 項及び第二項、 第六十一条、 第六十二条、 第六十四条第

項及び第二項、 第六十四条の二第一項、 第六十五条、 第六十五条の二第一項 (第八十八条の二の二第五

項に お *(* ) て準用する場合を含む。)及び第二項、 第六十五条の二第三項及び第四項 (これらの 規定を第

八 八条の二の二第五項において準用する場合を含む。) 並 びに第五項、第六十五条の三第 項 反 び第

二項、 同条第三項 (第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。)、 第六十八条第一 項

第七十一条、 第七十二条、 第八十八条の二、 第八十八条の二の二第一項 から第三項まで、 第八十八 条  $\mathcal{O}$ 

一第 項 か ら第三項まで並 びに 第八十八 条  $\mathcal{O}$ 五.  $\mathcal{O}$ 規定に ょ る基 準 に 適合 して 7) るも  $\mathcal{O}$ であること。

九 第六十 六 条の二の 規 定に よ り、 通 常常 配 置 表 が 定め られ、 及びこれ が 掲 示され 7 ١ ر ること。

+ 第六十一 七 条第 項 0) 規 定によ り 同 項に 規定する事 項が 記 載され た帳 簿 が 備 え置 カ れており、 カゝ つ、 同

条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

十 一 第七 十条の規定により、 必要な員数の海 員が 乗り組んでいること。

第八十条第 項 から第三項までの 規定により、 船 員 仁食料 が支給されていること。

第八十 条第四 項  $\mathcal{O}$ 玉 土交通省令で定める 船 舶 に あ つては、 同 項  $\mathcal{O}$ 玉 土交通省令で定め る基 準に · 該 当

する者が乗り組んでいること。

十四四 船内 作 業による危 害  $\mathcal{O}$ 防 止及び 船 内衛 生 の保持に関し第八十一条第一 項の国土交通省令で定める事

項 が遵守されていること。

十五 第八十一条第二項の国土交通省令で定める危険な船内作業に、 同項の国土交通省令で定める経験又

は 技能を有しない船員が 従事していないこと。

十七 十六 第八十二条第一号及び第二号に掲げる船 第八十一条第三項各号に掲げる船員 が作業に従事してい 舶 に あ つて は、 同 条  $\mathcal{O}$ 規定により、 医 師 が が乗り組  $\lambda$ 

ないこと。

んでいる

十八 第八十二条の二第一 項 第 一 号に掲げる船舶にあつては、 同項及び 同条第二 項の規定により、 衛生管

理 者が選任されていること。

十九 第八十三条第一項の健康証明書を持たない者が船舶に乗り組んでいないこと。

年齢十六年未満 の者が 船員として使用されていないこと。

<u>-</u>+ 年齢 十八年 未 満  $\mathcal{O}$ 船 員が第八十一 条第二項の 国土交通省令で定める危険 な船 内作業又は第八十五

条第二項  $\mathcal{O}$ 玉 土交通省令 で定める当該 船 員の安全及び衛生上 有害な作業 に従事 して *\*\ な 1

年齢 十八年未満  $\mathcal{O}$ 船員が第八十六条の規定により 作 業に従事させてはならない 時 刻 0) 間 に お いて

作業に従事していないこと。

第 八 十九条の規定により、 船員が負傷し、 又は疾病にかかつたとき(第九十五条に規定する場合

において、 船舶所有者がその費用で療養を施し、 又は療養に必要な費用を負担していること。

二 十 匹 第百十三条第一 項の 規定により、 同 項に規定する書 類 がが 船 内 の見やす ٧١ 場所に掲示され、 又は備

え置かれていること。

二 十 五 第百 十七条の二第 項の 国土交通省令で定める船 舶 にあつては、 同 項 の規定により、 同 項に規定

する航海当直部員が乗り組んでいること。

二十六 第百 干八 条  $\mathcal{O}$ 匹 第 項  $\mathcal{O}$ 規定により、 同項に規定する船内苦情処理手続が定められていること。

二十七 第百十八 条  $\mathcal{O}$ 匹 第二 項 の規定により、 船員に同項に規定する書 面が交付されていること。

二十八 第百十八条  $\mathcal{O}$ 兀 第三項の規定により、 同 条第一項の苦情が 処理されていること。

二十九 第百十八条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項の苦情 0 申出をしたことを理由として、 船員に対して不利益な取 扱 V) が さ

れていないこと。

有効な 船舶安全法 (昭和八年法律第十一号) 第九条第一 項の船舶 検査証書又は同条第二項の臨時航

行許可証の交付を受けていること。

船 舶 職員及び小型船舶操縦者法第二条第一項に規定する船舶 (同条第四項に規定する小型船 舶を

除く。)に あつては、 同法第十八条、 第十九条第一項及び第二十三条第五項の規定により、 同法第二条

第二項に規定する船舶職員が乗り組んでいること。

国土 交通省令で定めるところに により、 当該. 船舶 が前各号に掲げる要件に適合するために船舶 所有

者が 実施すべき事 項並 び にその管理  $\overline{\mathcal{O}}$ 体制 及び方法が定 められており、 か これらが 適 確 に 実施 され

ていること。

2 前 項 の海上労働 証書 ( 以 下 「海上労働証書」という。)の有効期間は、 五年とする。

3 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定にかかわらず、 海上労働証書の交付を受けた船舶 の船舶 所有者の変更があつたときは、 当該

船 舶 に交付された海上労働 証 書の有効期 間は、 その変更があつた日に満了したものとみなす。

4 従 前  $\mathcal{O}$ 海 上 一労働 証 書 0 有 効 期 間 が 満了する日 前三月以内に受けた前 条第 一項後段 0 検査 に係 る海上労働

証 書  $\mathcal{O}$ 交付を受け た場合に お ける当該 海上 一労働 証 書  $\mathcal{O}$ 有 効 期間 は、 第二 項  $\mathcal{O}$ 規定 12 カゝ か わ らず、 従前  $\mathcal{O}$ 海

上労働 証書  $\mathcal{O}$ 有効 期間 が 満 了する 日 0 꽢 日 カン ら起算 L って 五 年を経過する日が 経過するまでの期間とする。

### (中間検査)

第百 条  $\dot{O}$ 兀 海 上 一労働 証 書 の交付を受けた船舶 の船舶 所有者は、 当該 海 上労働 証 書  $\mathcal{O}$ 有効期間中 に お 7 て 玉

土交通省令で定め る時期に、 当 該 船 舶 に 係る船員  $\mathcal{O}$ 労働条件等 に ついて国土交通大臣 又は登録 検 査 機 関  $\mathcal{O}$ 

行う中間検査を受けなければならない。

(海上労働証書の効力の停止)

第百 条  $\mathcal{O}$ 五. 国 土 交通 大 臣 は 玉 土 交通 大 臣 又 は 登 録 検 査 機 関 が 前 条  $\mathcal{O}$ 検 査  $\mathcal{O}$ 結 果当該 船 舶 が 第 百 条 の 三 第

項 各 号 掲 げ る 要 件  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 適合、 L 7 1 な 1 と 認 8 た とき は、 当 該 要件 に 適 合す るため 12 必 要 な 措

置 が 講 じら れ たも のと認 8) るまで 0 間、 当該 船 舶 に交付され た海上労働 証 書  $\mathcal{O}$ 効 力を停止するも 0 とする。

## (臨時海上労働証書)

第百 <del>左</del> の六 特 定 船 舶  $\mathcal{O}$ 船 舶 所有者 は、 当 該特定 船舶 について 船 舶 所 有者 の変更があつたことその 他  $\mathcal{O}$ 玉 土

交通省令で定 8 る事 由 に ょ ŋ 有効 な海 上 一労働 証 書  $\mathcal{O}$ 交付を受けて 1 な V) 当 該 特 定 船 舶 を 臨 時 に 玉 際 航 海 12

従事させようとするときは 当 該 特 定 船 舶 12 係 る船員  $\mathcal{O}$ 労 働 条件等につい て、 国土交通大臣 又 は 登録 検 査

機関の行う検査を受けなければならない

2 用 途 前 項 に供される船舶を除く。 0) 検査 は、 特定船 舶 以外の )であ 日 つて、 本 船 舶 前項 ( 漁 0) 船その他第百条の二第一 国土交通省令で定める事 項  $\mathcal{O}$ 由 に 国土交通省令で定め より有効な海上労働 る特別 証 書  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

交付を受けて な 1 も の を臨 端時に国際 |際航 海に従事させようとするものについ ・ても、 船 舶 所有者  $\mathcal{O}$ 申 請 に

ょ

り 実施することができる。

3 に適 玉 王 一交通大臣 合すると認っ には、 めたときは 玉 土交通大臣 当 該 又 は 船 登録検査 舶  $\mathcal{O}$ 船 舶 機 所 関 有 者 が 第 に 対 項 Ļ  $\mathcal{O}$ 検査 臨 時 海 の結果当該 上 一労働 証 船 書を交付 舶 が 次に L なけ 掲げ れ る 要件 ば なら の全 な

1

7

第百条の三第一 項第一号から第四号まで、 第九号、 第十一号、第十三号、 第十七号から第二十号まで

第二十四号から第二十七号まで、第三十号及び第三十一号の要件に適合していること。

のうち、 船内作業による危害 作 業 用 具  $\mathcal{O}$ 整 備 0 防 止 船 内 及び船内 衛 生の 保持 衛生の に 必 保持に関 要な設 備 し第八十  $\mathcal{O}$ 設 置 及 条第 び 物 品品 項の  $\mathcal{O}$ 備 付 国土交通省令で定める事項 け 並 び に 船 内 作 業による

 $\mathcal{O}$ 危 害  $\overline{\mathcal{O}}$ 防 止 及び 船 内 衛 生  $\mathcal{O}$ 保持 に 関す る措 置 0 船 内 に お け うる実施を 及びその管理  $\mathcal{O}$ 体 制  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関するも

として国土交通省令で定める事 項 が 遵守され ていること。

三 国土交通省令で定めるところにより、 当該. 船 船が第百条の三第一項第一号から第三十一号までに掲げ

る要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法が定められている

ح ك

4 前 項の 臨 時 海上労働証 書 (以 下 「臨時 海上労働証書」という。) の有効期間は、 六月とする。ただし、

その 有効期間 間 は、 当該 船 舶 0 船 舶 所 有 者 が 3当該 船 船につ 1 て海上労働 証 書 の交付を受けたときは、 満了し

たものとみなす。

5 第百 条 が 三 第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定は、 臨時海· 上 一労働 証 書に ついて準 用する。

(特定船舶の航行)

第百条の七 特定船舶 は、 有効な海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けているものでなければ、

国際航海に従事させてはならない。

(海上労働証書等の備置き)

第百条 0 八 海 上 一労 働 証 書 又 は 臨 時 海 上労 働 証 書 の交付を受けた特定船 舶 の船 舶 所 有者は、 当該 特定船舶内

に、 国土交通省令で定めるところにより、 これらの証書を備 え置 らかなけ、 れ ばなら ない。

### (再検査)

第百条の九 第百条の二第一項、 第百条の四又は第百条の六第一項の検査 (以下「法定検査」という。) 0)

結果に不服 が ある者は、その結果に関する通知を受けた日 の翌日 から起算して三十日以内に、 その理・ 由 を

記載 L た文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 再 検 査  $\overline{\mathcal{O}}$ 結果に不 服 がある者は、 その 取 消 しの 訴えを提起することができる。

状を変更してはならない。

3

再

検

査

を

申

請

L

た者

は、

国

土交通大臣

一の許

可を受けた後でなければ関係する帳簿書

類その他

この物件

の現

4 法定検査 の結果に不服がある者は、 第一 項及び第二項の規定によることによつてのみこれを争うことが

できる。

(証書の返納命令)

第百条の十 玉 土交通大臣 は、 海上労働証 書の交付を受けた船 領船が、 第百条の三第一 項各号に掲げる要件  $\mathcal{O}$ 

1 ず 'n か に適合しなくなつたと認めるときは、 当該船舶 の船 舶所有者に対し、 海上労働証書  $\mathcal{O}$ 返 納を命ず

ることができる。

2 国土交通大臣は、 臨時 海上労働証書の交付を受けた船舶が、 第百条の六第三項各号に掲げる要件の 1 ず

れ か に適合しなくなつたと認めるときは、 当該. 船舶の 船舶所有者に対し、 臨時海上労働 証書  $\mathcal{O}$ 返 巡納を!

ることができる。

(国土交通省令への委任)

第百条の十一 法定 検 査  $\mathcal{O}$ 申 請 書  $\mathcal{O}$ 、様式、 法定検 査 の実施方法その他法定検査に関 し必要な事項並 びに海上

労働 証 書及 び 臨 時 海 上労働 証 書  $\mathcal{O}$ 様式、 これら  $\mathcal{O}$ 証 書の交付、 再交付及び書換えその他これら  $\mathcal{O}$ 証 書 に関

必要な事項は、国土交通省令で定める。

L

第十一章の三 登録検査機関

(登録)

第百条の十二 第百条の二第 項の規定による登録 (以下単に「登録」という。) は、 法定検査を行おうと

する者の申請により行う。

という。)

が次に掲げ

る要件の全てに適合しているときは、

その登録をしなければならない。

この場合に

2 国 王 交通 大 臣 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定によ ŋ 登 録  $\mathcal{O}$ 申 請をした者 (以下この項及び次項に お V 7 登 録 申 請 者

おいて、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者 (第百条の十七において「検査員」という

。)が検査を実施すること。

1 船員 の労働条件等の検査について三年以上の実務 の経験を有すること。

口 船 舶 職 員 及び小型 船 舶操縦者法第二条第二項に規定する船舶職員として五年以上の 乗船 経験を有す

ること。

ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。

登録申請 者が、 船舶 所有者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

1 第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいい、 登録 申請者が株式会社である場合にあつては、 船舶 所有者がその親法人(会社法 当該登録申請者が外国にあ (平成十七年法律 る事務所に

お いて検査に係る業務 ( 以 下 · 「検査 業務」という。)を行おうとする者である場合にあつては、 外国

における同法の親法人に相当するものを含む。)であること。

登 録 申 -請者 の役員 (持分会社 (会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。 にあ 0

口

ては、 業務を執行する社員)に占め る船舶所有者の役員又は職員 (過去二年間に当該船舶所有者の役

員又は職員であつた者を含む。) の割合が二分の一を超えていること。

登録 申 -請者 (法人にあつては、 その代表権を有する役員) が、船舶所有者の役員又は職員 (過去二

年 間 に当 該 船 舶 所有者 の役員又は職員であつた者を含む。) であること。

国土交通大臣 は、 登録 申 請 習が、 次の 各号の V) ず れかに該当するときは、 登録をしてはならない。

3

この 法 律、 船 舶 安全法、 船員 職 業安定法若 L < は 船 舶 職 員及び小型 船 舶 操 縦者法又はこれ 5 0) 法 律に

基づく命令に違反 し、 罰 金以上  $\mathcal{O}$ 刑に処せら れ、 その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくな

た日から二年を経過しない者

第百条の二十六第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、 その取消しの日から二年を経過し

ない者

 $\equiv$ 法 人であつて、 その業務を行う役員のうちに前二号のいず れかに該当する者があるもの

4 登 録 は、 登 一録検 査 機 関 登録簿に に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

- 登録を受けた者の氏 名又は名称及び 住所並びに法人にあつては、 その代表者の氏名
- 三 登録を受けた者が検査を行う事業所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第百条の十三 登 録 は、 三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなけ れば、 その 期間  $\mathcal{O}$ 経過

によつて、その効力を失う。

2 前 条  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 前 項 0) 登 録  $\mathcal{O}$ 更新に っつい て準 用する。

(検査の義務)

第百条の 十四四 登録検査機関は、 検査を行うことを求められたときは、 正当な理由がある場合を除き、 遅滞

なく、検査を行わなければならない。

2 登 録 検 査 機 関 は、 公正 に、 か つ、 第百条の十二第二項第一号に掲げる要件に適合する方法により検査を

行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第百 条の十五 登録 検査機関 は、 第百条の十二第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとす

るときは、 変更しようとする日の二週間前までに、 国土交通大臣に届け出なければならない。

### (検査業務規程)

第百条の十六 登録 検査機関 は、 検査業務 0 開始前に、 検査業務の実施 に関する規程 (以下この章において

検 査 堂業務! 規 程」 という。 を定め、 国土交通大臣  $\mathcal{O}$ 認 可を受けなけ れ ば ならない。 これを変更しようと

するときも、同様とする。

2 玉 土 |交通-大 臣 は、 前 項 0) 認 可をし た検査業務規程が 検査業務  $\mathcal{O}$ 適 正 カン つ 確実な実施上 不適当となつたと

認めるときは、 登録 検 査 機 関 (外国 にある事 務所において検査業務を行う登録検 査機関 (以 下 「外国 登 録

検査機関」という。) を除く。)に対し、 その検査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 検査業務規程には、 検査業務の実施方法、 専任 の管理責任者の選任その他の 検査業務の 信頼 性 を確保す

るため の措 置 検査に関する料金その他の 国土交通省令で定める事項を定めてお かなけ ればならない。

### (検査員)

第百条の十七 登録 検査機関は、 検査員を選任したときは、 その 日から十五 日以内に、 国土交通大臣にその

旨 を届 け出 な け ればならない。 これを変更したときも、 同 様とする。

2 玉 土交通大臣は、 検査 員 が、 この法律、 この法律に基づく命令若しくは処分若しくは前条第 項の規定

に

ょ

ŋ

認可を受けた検査

業務規程

に違反する行為をしたとき、

又は検査業務に関

し著しく不適当な行為を

L たときは、 登録 検 査 機 関 外 国 登 録 検 査 機関を除く。)に対 Ĺ 検査! 員  $\mathcal{O}$ 解 任 を命ずることができる。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 によ る 命 令に ょ ŋ 検 査 員  $\mathcal{O}$ 職 を解 任され、 解 任  $\mathcal{O}$ 日 か ら二年を経 過 しない · 者は、 検査員とな

ることができない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第百条の 十八 登録 検 査 機 関  $\mathcal{O}$ )役員! 及び 職 員 (で検査業務に従事するものは、 刑法 明 治四 十年法律第四十五

号) その他  $\mathcal{O}$ 罰 則  $\mathcal{O}$ 適 用 に ついては、 法令により公務に従事 する職員とみなす。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第百条  $\mathcal{O}$ 十九 登録 検 査 機 関 は、 毎 事 業年 度経5 過 後三月以内 に、 当 該 事 業年 度  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 財 産 目 録、 貸 借 対 照表及び

損 益 計 算書 又 は 収支 計 算 書 並 び に 事 業報 告書 (その 作 成に代えて 電 磁 的 記 録 電 子的 方式 磁 気 的 方式そ

他 人の 知 覚 によつては認識することができない方式で作られ る記 録 であ つて、 電子 計 算 機 に よる情 報 処

 $\mathcal{O}$ 

理 0) 用 に供されるものをいう。 以下この条にお *(* ) 、 て 同 ľ  $\mathcal{O}$ 作成がされ ている場合における当該 電 磁的

記 録 を含む。 次項、 第百条の二十六第二項第四号及び第百三十三条の二に おいて 財 務諸 表等」

を作成し、 国土交通大臣に提出するとともに、 五年間 事務所に備えて置かなけ ればならない

2 船 舶 所有者 その 他  $\mathcal{O}$ 利 害 関 係 人は、 登録 検 査 機 関  $\mathcal{O}$ 業務 時 間 内 は、 7 つでも、 次に 掲 げ る請 求をするこ

とが できる。 ただし、 第二号又は第 匹 号  $\mathcal{O}$ 請 求 をするには、 登 録 検 査 機 関  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ た費用 た支払 わ なけ れば

ならない。

財 務 諸 表 等が 書 面 を ŧ つて 作成されているときは、 当該 書 面  $\mathcal{O}$ 閲覧 文は 謄 写 0) 請 求

一 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財 務諸 表 等が 電 磁的 記 録をも つて作成されているときは、 当該電磁的記録に記録された事項を国土交

通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

兀 前 号 O電 磁 的 記 録 12 記 録され た 事 項 を電 磁 的 方 法で あ 0 て 国土交通省令で定めるものにより提供する

ことの 請 求 又は 3 当 該 事 項 を記載 Ü た 書 面  $\mathcal{O}$ 交付  $\mathcal{O}$ 請求

(業務の休廃止)

第百条の二十 登録 検査機関 は、 国土交通大臣の許可を受けなければ、 検査業務の全部又は一部を休止し、

又は廃止してはならない。

(適合命令)

第百条の二十一 国土交通大臣は、 登録検査機関 (外国登録検査機関を除く。) が第百条の十二第二項各号

 $\mathcal{O}$ 7 ず れかに適合しなくなつたと認めるときは、 その 登録 検査 機関 に対し、 これらの規定に適合するため

必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第百条の二十二 国土交通大臣は、 登録検査機関 (外国登録検査機関を除く。) が第百条の十四の規定に違

反していると認めるときは、その登録検査機関に対し、 同条の規定による検査業務を行うべきこと又は検

查 の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(準用)

第百条の二十三 第百条の十六第二項、 第百条の十七第二項及び 前 二条 の規 定は、 外国 登 録 検 査 機 関 に つい

て準用する。 この場合において、これらの規定中 「命ずる」とあるのは 「請求する」 と読み替えるも  $\mathcal{O}$ 

とする。

(報告の徴収)

第百条の二十四 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、 登録検査機関

国登録検 査 機関を除く。 に対し、 その業務又は 経理の 状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第百条の二十五 国土交通大臣 は、 この法 は律を施っ 行するため必要が あると認めるときは、 その職 員に、 登録

検 査 一機関 **外** 国 \_ 登 録 検 査 機 関を除く。  $\mathcal{O}$ 事 務 所又は事業所に立ち 入り、 業務  $\mathcal{O}$ 状 沢沢又はほ 帳 簿 書 類 そ  $\mathcal{O}$ 他

の物件を検査させることができる。

2 前 項 の規定により立入検査をする場合においては、 当該職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 か .. つ

関係者 0 請求があるときは、これを提示しなければならな

3 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定による立入検査 の権 限 は、 犯罪: 捜 査  $\overline{\mathcal{O}}$ ために認め られたものと解釈してはならない。

(登録の取消し等)

第百条の二十六 国土交通大臣 は、 登録 検査機関 (外国登録検査 |機関を除く。 が次の各号の いがず 'n かに該

当するときは、 その登録を取り消し、 又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずること

ができる。

第百条の十二第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

第百条の十七第一項、第百条の十九第一項、第百条の二十又は次条の規定に違反した

とき。

第百条の十五、

 $\equiv$ 第百条の十六第一項の規定による認可を受けず、 又は同項の規定による認可を受けた検査業務規程 に

よらないで検査を行つたとき。

匹 第百条の十六第二項、 第百条の十七第二項、 第百条の二十一又は第百条の二十二の規定による命令に

違反したとき。

五. 正当な理由がないのに第百条の十九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

2 国 土交通大臣は、 外国 登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、 その登録を取り消すこと

ができる。

前 項第一号、 第二号 (第百条の十九第一項に係る部分を除く。)、 第三号又は第六号のいずれ かに該

当するとき。

第百条の二十三の規定により読み替えて準用する第百条の十六第二項、 第百条の十七第二項、 第百条

の二十一又は第百条の二十二の規定による請求に応じなかつたとき。

 $\equiv$ 国土交通大臣 が 外 国 |登録: 検 査 機関 が 前二号の V) ず ħ か に該当すると認めて、 期

間

を定めて検査業務

 $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部  $\mathcal{O}$ 停 止 を 請 求 L た場合に お 7 て、 その 請 求 に応じなか つたとき。

兀 第百条  $\mathcal{O}$ + 九 第 項  $\mathcal{O}$ 規定に違 反 して 財務諸 表等を備 えて 置 か ず、 財 務諸 表等 に 記 載すべ き事 項を記

載 せず、 若しくは虚偽 0 記載をし、 又は正当な理由 がない 0) に同条第二 項各号の規定による請求を拒  $\lambda$ 

五. 国土交通大臣が、 この法律を施行するため必要があると認めて、 外国 登録検査機関に対しその業務又

は 経 理  $\mathcal{O}$ 状 況に 関 L 報告 を求めた場合において、 その報告がされず、 又は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 報告 がされたとき。

六 国 |土交通 大臣 が ک  $\mathcal{O}$ 法 律を 施 行す るため必 要が あると認めて、 その 職 員 に 外国 登 録 検 査 機 関  $\mathcal{O}$ 事 務

所又は事業所に立ち入らせ、 業務 の状況又は 帳 簿 書類その 他 0 物 件を検査させようとした場合にお 1 7

その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

七 次項の規定による費用の負担をしないとき。

(政令で定めるものに限る。)は、

当該検査を受ける外国登録検査機関

の負担とする。

3

前

項第六号の検査に要する費用

(帳簿の記載)

第百条の二十七 登録検査機関は、 国土交通省令で定めるところにより、 帳簿を備え、 検査業務に関 ĺ 国土

交通省令で定める事項を記載し、 これを保存しなければならない。

(公示)

第百条の二十八 国土交通大臣は、 次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一登録をしたとき。

二 第百条の十五の規定による届出があつたとき。

三 第百条の二十の規定による許可をしたとき。

匹 第百条の二十六第一項の規定により登録 を取 り消し、 又は検査業務の停止を命じたとき。

五 第百条の二十六第二項の規定により登録を取り消したとき。

第百 十三条の見出し中「公示」を 「掲示等」に改め、 同条中「基づいて発する」を「基づく」に、

第六十五条」を 第六十五条及び第六十五条の三第三項」 に改 め、 同条に次の二 項を加 える。

船 舶 所有者 (漁 船その 他 常百条 の二第一 項  $\mathcal{O}$ 玉 土交通省令で定め る特 別  $\mathcal{O}$ 用 途 に供され る船 舶  $\mathcal{O}$ 船 舶 所

有者を除く。 は、 二千六年  $\mathcal{O}$ 海 上  $\mathcal{O}$ 労 働 に 関 する条約 を 記 載 L た 書 類 を 船内及びその 他  $\mathcal{O}$ 事 業 場 内  $\mathcal{O}$ 見

やす į, 場 所 に 撂 示 Ļ 又は 備 え置 カン な け れ ば なら な

海 上 労 働 証 書又 は 臨 時 海 上 一労 働 証 書  $\overline{\mathcal{O}}$ 交付、 を受け た特定 船 舶  $\mathcal{O}$ 船 舶 所有者は、 これらの 証 書 0 写し

内 及びその 他 0 事 業 場内 0 見やす V 場所に掲示しなければ なら な \ <u>`</u>

第百十六条第 項 中 「第四 十七条まで」 を 「第四十六条まで、 第四十七条第一項」に、 「第八十八条の二

の二第三項及び」 を 「第八十八条の二の二第四項及び第五項並 びに に、 「第四十七条の場合には」 を 「第

四十七条第一項の規定に違反したときは、」に改める。

第百十七条の二第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第百十八条の三の次に次の一条を加える。

を船

## (船内苦情処理手続)

第百十八条  $\mathcal{O}$ 兀 船 舶 所有者は、 国土交通省令で定めるところにより、 船内苦情処理手続 (船 員 が航海 中に

船 舶 所 有者 に 申 出をしたこの法律、 労働 基準法及びこの法律に基づく命令に規定する事 項 並 び に 船 員  $\mathcal{O}$ 労

働 条件等に関 L 国土交通省令で定 め る事 項に関する苦情を処 理する手続をい . う。 以下この 条 に お 7 7 同 U

。)を定めなければならない。

船 舶 所 有 者 は 雇 入契 約 が 成立 L たときは、 遅滞, なく、 船 内 \_苦情 処 理 手 続を記 載 L た書 面 を 船 員 仁交付

しなければならない。

船 舶 所 有 者 は、 船 員 か 5 就海中 に 第 項 (の苦: 情の申出を受けた場合にあつては、 船内苦情処理手続に定

めるところにより、苦情を処理しなければならない。

船 舶 所有者は、 第 項 の苦情  $\mathcal{O}$ 申 出 をしたことを理由として、 船員に対して解雇その他の 不利益な取扱

いをしてはならない。

第百二十条の三の 見 出 L 中 「監督」 を 監督 <u>等</u> に 改 め、 同 条第 項中  $\mathcal{O}$ 定 め る を 「で定 8 Ś に、

「除く」 を 「 除 以下この 条に お 1 て 「外国 船 舶 という」に、 「その 船 舶 (<u>C</u> を 「当該 外国 船 舶に に

ぞれ 二千 約 を 5 員が 海 同  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ に  $\mathcal{O}$ 項 に 上 るときは、 全てに適合し 当 「そ . 定 要件 第二 改 準 同 0 め 該  $\mathcal{O}$ 用する」 項 年 め、 労 る要件及び 各号に 号 船 働 に適合するために必 通告に係る」  $\mathcal{O}$ 海 同 に 舶 そ 号 関 に  $\mathcal{O}$ 上 て に、 掲げ を同 乗組 改 する条約  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ め 労 船 に改 る要件 員 同 働 項第二号とし、 舶 に、 条第一 同 同 が に  $\mathcal{O}$ 条第三 め、 に定 次に 関 条 船 第 0) す 長 「その 愛な」 に 第 8 項各号に定め *\* \ る 定める要件を満たして」 一項中 ず 項各号に る要件に適合しているかどうか 条 対 号を削 'n 船 約 Ļ に改 舶 か に 同 「そ · 条第二 そ に適合 定 り、 め、 定 め  $\mathcal{O}$ を  $\mathcal{O}$ る要件に適合するために必要な」 8 要 る 船 「当該 一項中 侔 る 同 要 第二号を第一号とし、 L 舶 要件 て 条 件 を  $\mathcal{O}$ 外 第四 7 12 満 乗 「その -を満 な 玉 た 適 組 を 項 す 船 1 合 員 たす 中 舶 と認めるときは、 た が 船 当 7 8 同 舶 第一 ため 該 に改 項  $\mathcal{O}$ 1 各号 及び 外 な を  $\bigcirc$ め、 国 項各号の を 1 当 5当該外 船 同 と認 0 当 項第三 を 同 該 舶 に定 条 該 外 めるとき、  $\mathcal{O}$ 「二千六年 第六項 当 外 玉 玉 乗 に定り 号中 組 に改め、 該  $\otimes$ 船 船 玉 る要件を 外 舶 員 船 舶 中 め 玉  $\mathcal{O}$ 舶  $\mathcal{O}$  $\overline{O}$ る要件 に、 労働 船 又 乗  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 準 を満 組 定 同 海 は 舶 乗 · 条 に め 員 用 当 条件等が二千六 上  $\mathcal{O}$ 組 Ś -を満、 す 船 た が  $\mathcal{O}$ 同 該 員 次に Ś 次 労 長 L 項第三号」 外  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 働 た に 労 7 を 玉 に を す 対 働 1 掲げる要件 船 「で定 ため 関 項を加え Ļ な 条 舶 す 件 1  $\mathcal{O}$ それ を 年 これ る  $\mathcal{O}$ 等 لح  $\emptyset$ 乗 条 る 認 が  $\mathcal{O}$ 組

る。

第百十二条の規定は、 外国 船舶 の乗組員について準用する。この場合において、 同条第一項中 「この法

律、 労働 『基準法又はこの法律に基づいて発する命令』とあるのは 「二千六年の海上の労働に関する条約

と 船員労務官」とあるのは 「国土交通大臣があらかじめ指定するその職員」 と読み替えるものとする。

第百二十一条の二を次のように改める。

(手数料の納付)

第百二十一条の二 次に掲げる者 (第百四 [条第一 項の規定により 市町村長が 行う事務に係る申請をする者を

除く。 は、 実費を勘案して政令で定め る 額 0 手 数料を国 に納 8 なけ れ ば ならな

船員手帳 の交付、 再交付、 訂 正 又は書換えを受けようとする者

第八十二条の二第二項の衛生管理者適任証書又は第百十八条第二項の救命艇手適任証書の再交付を受

けようとする者

三 第八十二条の二第三項第一号又は第百十八条第三項第 一号の試験を受けようとする者

兀 第八十二条の二第三項第二号又は第百十八条第三項第二号 0 規定による認定を受けようとする者

五. 法 定検査 (国土交通大臣が行うものに限る。) を受けようとする者

六 海上労働 証 書又は 臨 時 海上労働証 書の交付を受けようとする者 (登録検査機関が検査を行つた船舶に

係 るこれらの 証書の交付を受けようとする者に限る。)

七 海上労働 証 書又は 臨 時 海上労働 証 書  $\bar{\phi}$ 再交付又は書換えを受けようとする者

第百二十六条第一号中 第三十六条」 及 び 「(第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四 項に

お 7 7 準 用する場合を含む。 \_ を削 り、 同 B条第四1 号中 基 づ **,** \ 7 発する」 を 基 一づく」 に 改 め 同 条

同号を 同 条第 八号とし、 同 条第六号  $\bigcirc$ 次に 次 の 一 号を加 え る。

号中

(第八十八条の二の二第三項及び

第八

十八

条の三

一第

匹

項

12 お

1

て準

甪

する場合を含む。

を削

り、

七 第 五. 条第三項の規定に違反して、 船員手帳に記載すべき事項を記載せず、 又は虚偽の記載をし たと

き。

第百三十条中 「から第四十七条まで」を 第四十六条、 第四十七条第一項若しくは第二項」に、 「第六

十五 条の二第二 八十八条の二の二第三項及び」 項 (第八十八 条の二の二第三項」 「第八十八条の二の二第四 を 第六十五条の二第三項 (第八十八条の二の二 項 第 第八十八 五. 項

を

項

反

び

第

五.

並

び

に

に、

第

条の二の二第二項」 を 「第八十八条の二の二第一項」 に、 「若しくは第百 十八条の三」 を 第百 十八八 条 条 O

三若しくは第百十八条の四第四項」に、 「基づいて発する」を「基づく」に改める。

第百三十条の次に次の二条を加える。

第百三十条の二 船舶 所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、二百万円以下の罰金に処する。

偽りその 他不正 の行為により海上労働証 書 又は臨時海上労働証書の交付、 再交付又は書換えを受けた

とき。

第百条  $\bigcirc$ 兀 0 規定による検査を受けないで、 海上労働証 書の交付を受けた船舶 を国際航海 に従事させ

たとき。

第百条の七 (T) 規定に違反して、 特定船舶を国際航海に従事させたとき。

第百三十条の三 船舶 所有者が第百条の十第一項又は第二項の規定による命令に違反したときは、五十万円

以下の罰金に処する。

第百三十一条第一号中 「第三十二条、 を削り、 「第五十三条」を「第三十六条第三項、 第五 十三条第

項若しくは第二項」 に改り め、 同条第四号を同条第五号とし、 同条第三号中「 (第八十八条の三第四 頃に お 1

て準用する場合を含む。)」 を削 り、 同号を同条第四号とし、 同号の次に次の一号を加える。

兀 の 二 第百条の八の規定に違反して、 特定船舶を国 際 航海に従事させたとき。

第百三十一条中第二号を第三号とし、 第一号の次に次の一号を加える。

第三十二条第一項、 第二項 (同条第四項にお いて準用する場合を含む。)若しくは第三項、

条第一項若しくは第二項、 第五十三条第三項又は第百十八条の 兀 第二項  $\mathcal{O}$ 規定に違反して、 書 面を交付

せず、 又はこれらの規定に規定する事 ず項を記れ 載 Ü ない 書 面 岩しく は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 記 載  $\mathcal{O}$ あ る書面を交付したと

き。

第百三十一条の次に次の二条を加える。

第百三十一条の二 第百条の二十六第一項の規定による検査業務の停止の命令に違反したときは、 その 違反

行為をした登録検査機関の役員又は職員は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百三十一条の三 次の各号のいずれ かに該当する場合には、 その違反行為をした登録検査機関 (外国登録

検査 機関を除く。) の役員又は職 員 は、 三十万円以下の 罰 金に 処する。

- 第百条の二十の規定に による許可 可を受けな 7 で ·検査業済 務  $\mathcal{O}$ 全 部を廃止 したとき。
- 第百条の二十四 の規定による報告をせず、 又は虚偽 の報告をしたとき。

第四号とし、 正行為をもつて」を「偽りその他不正 第百三十三条中第二号を削り、 「基づいて発する」を「基づく」に改め、 同 条中第六号を第五号とし、 第三号を第二号とし、 の行為により」 第七号から第九号までを一 同号を同条第三号とし、 に、 同条第四号中 訂正 を「再交付、 号ずつ繰り上げ、 「第五十条第三項」を 同条第五号中 訂正 に改め、 第十号の前 「詐偽その 「第五 同 一号を同 十条第四 に次の一 他  $\mathcal{O}$ 不 条

九 第 百条 の二十五 の規: 定による検査を拒み、 妨げ、 又は忌避 た者

号を加

える。

第百三十三条の次に次の一条を加える。

第百三十三条の二 き事項を記載せず、 第百条 若しくは虚 Ď 十九第 偽 項の 0 記載をし、 規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、 又は正当な理 由 Iがな \ \ 0 に .同条第二項各号の規定による 財務諸表等に記載す

武求を拒 んだ者 (外国 · 登 録 検査機関を除く。)は、二十万円以下の 過 料料 に 処する。

は第十 に、 第百三十五 「前項 号 条第一  $\mathcal{O}$ に 規定を準 改 め、 項中 同 条第二 用する」を 「若しくは第七号から第十一 一項中 「その行為者を罰するほ 「第百三十三条第七号から第九号」を 号まで」を か、 その 団 第六号から第八号まで、 体に対して、 「第百三十三条第六号か 同条の 刑を科する」に 第十号若しく ら第八号

改める。

附 則

施 行 期 日

第一条 この法 律は、 公布  $\mathcal{O}$ 日から起算して一年を超えな い範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、 次の各号に掲げ うる規定は は、 当該各号に定め る日 か ら施 行 ける。

附 |則第| 兀 条及び 第十二条  $\mathcal{O}$ 規 定 公 布  $\mathcal{O}$ 日

目 次を 削 り、 題 名  $\mathcal{O}$ 次に 目次を付 す る改一 正 一規定、 第五 条  $\mathcal{O}$ 改正規定、 第三十二条の次に一 条を加える

改 正 規定 (第三十二条の二第三号及び第四号に係る部分に限る。 第十一章の次に二章を加える改正

規定、 第百十三条に二項を加える改正規定、 第百十七条の二第一項の改正規定、 第百二十条の三の改正

規定、 第百二十一条の二の改正規定 (同 条第 五号から第七号までに係る部分に限る。)、 第百三十条  $\mathcal{O}$ 

次に二条を加える改正規定、 第百三十一 条の改正 規定 (同 条第四号の次に一号を加える部 分に 限る。)

第百三十一条の次に二条を加 える改 正 規定、 第百三十三条の改 正 規定 同 条第四 号中 「第 五 十条第三

項」 を 「第五 十条第四 項 に、 「基づいて発する」を「基づく」 に改 8 る部分 分及び同条第五号中 「詐偽

その 下に + -務等 十六 第五条及び第十五条の規定、 める部分を除く。)、第百三十三条の次に一条を加える改正規定、第百三十五条の改正規定並 号) 条 に関する法律 他  $\mathcal{O}$ の不正行為をもつて」を 第十四 規定、 第百十三条第一 条第 附則第二十三条の規定 昭昭 項 和二十八年法律第二百三十六号)  $\mathcal{O}$ 項 及び 改 附則第十七条の規定 正 第二項、 規 「偽りその他不正の行為により」に、 定 (「第五 中 第 船 百 員 条 + 0 应 雇 条 を 用 (国  $\mathcal{O}$ を 第 促 の援助等を必要とする帰 第六条第二項 加 五 進 条第 に える部分及び 関する特 項 に  $\widehat{\mathcal{O}}$ 別 「訂正」を「再交付、 改正規定に限る。)、 改 措 「第百· 8 置 法 る 部 国者に関する 十三条」 (昭 分、 和 五. を 第百 十二年法 「第百 領 訂 びに附記 Ē 附則 事 1十三条 律 官 に改 第二 第  $\mathcal{O}$ 九  $\mathcal{O}$ 職 則

附則第二十四条の 規定 二千六年の海上の労働に関する条約が日本国に ついて効力を生ずる日 (以下「

発効日」という。)

第一

項」

に

改め、

「労働

協約」と、

の 下 に

同

「項及び」

同

条第二項中」

を加える部分に限る。)

並びに

附 則第六条から第九条まで、 第十九条及び第二十条の規定 発効 日 前  $\mathcal{O}$ 政令で定める日

## (経過措置)

第二条 こ の 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行前 に成立した雇 入契約 (この法律 の施 行後において変更が あった部分を除く。) に

つい ては、 0 法 律による改正後 の船員法 ( 以 下 「新法」という。)第三十六条 の規定は、 適 用 しな

この 場 一合に お いて、 この法律による改 Ē 前 の船員法 ( 以 下 「旧法」という。) 第三十六条の規定は、 この

法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 (以 下 施施 行日」という。) 以後に おいて ŧ, なおその 効力を有する。

2  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施行 前に生じ た事由 による船員  $\mathcal{O}$ 送還につい ては、 新 法第四 十七条第二項 から第四 項までの

規定は、適用しない。

3  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 前 12 雇 入 契 約 が 成 <u>\frac{1}{1}</u> L た船 員 に係る新法第百 1十八条  $\mathcal{O}$ 兀 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい て は

同 項 中 雇 入契 約 が 成立 したときは、 遅滞 なく」 とある  $\mathcal{O}$ は、 船員: 法 の 一 部 を改 Ē す る法 律 平 成二

十四年法律第号)の施行後遅滞なく」とする。

4 こ の 法律  $\mathcal{O}$ 施行 前 に生じた事由による新法第百十八条 の 四 第一項に規定する苦情については、 同条第三

項及び第四項の規定は、適用しない。

第三条 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に 航 海 中 で あ る船 舶 に 乗り 組 む 船 員 に関する労働 時 間 休 日 休 息 時 間 及び

割増 手当、 れ 5  $\mathcal{O}$ 事 項 に 関 す Ź 記 録 簿、 通 常 配 置 表 並 び 12 年 少 船 員  $\mathcal{O}$ 就 業 制 限 12 0 1 7 は、 新 法 1第六十

条第 項及び第二項、 第六十一条、 第六十二条第一 項及び第三項、 第六十四 [条第 項及び第二項、 第六十

は、 条第 及び 兀 条  $\mathcal{O}$ 条 施 第二項、 の二第 五 項、 行  $\mathcal{O}$ 規 日 第 定 か 項、 5 に 第六十六条、 八十八条の二、 起 カン 算 第六十二 か L わ て三 らず、 五 条、 月 第六十六条の二、 当該 第八十八条の二の二、 を 経 第六 過 航 十五 す 海 Ź が 終了す 条の二第 日 又 第六十七条第 は る日 施 行 項及び まで 第八十八条の三第二項 日 以 後 専 第三 最 一項及び第二項、 初 5 項 玉 12 かか 外 1 . ら第1 ず 各 れ 港 間 五. か から第 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ べまで、 港 航 第六十八条第一項、 に 海 に 兀 入 港 従 第六十五 項まで並 事 L す た る 日 船 び 条  $\mathcal{O}$ の 三 1 に 舶 第八 ず 第八 に あ 第 れ って 十八 十五 カン 項 遅

2 初 5 玉 に 外 1  $\mathcal{O}$ ずれ 各 法 港 律 間 カン  $\mathcal{O}$ 0)  $\mathcal{O}$ 施 港 航 行 に 海  $\mathcal{O}$ 入 港 際 12 従 現 事 に L た 日 す 航 る 海 0) 帆 中 7) 船 で ず あ に 'n あ る カン 0 帆 渥 7 船 1 は、 に 日 乗 [まで) 施 ŋ 組 行 日 む は、 か 船 5 員 新法第-起算して三月を経過する に つ 1 て 六十条から第六十 は 当 該 航 海 が 九条ま 日 終 又 了 す は で 施 る 0) 行 日 規 ま 日 で 定 以 後最 は 事

3 算して三月を経 0 V 7  $\mathcal{O}$ は、 法 律 当  $\mathcal{O}$ 該 施 過 行 航 す 海  $\mathcal{O}$ る 際 が 日 終 現 (C 又 了 は す 航 る日 施 海中 行 日 ま で で 以 あ る 後 (専 最 船 初 5 舶 玉 に に 外 乗 V ず 各 ŋ 港 組 れ 間 か ts. 海  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 港 航 員 で に 海 入 あ に 港 従 0 て 事 L た す 旧 日 る 法 船 第七十二条各号に掲  $\mathcal{O}$ 1 舶 ず に あ れ 0 か て 遅 は 1 日 ま 施 で 行 げ るも 日 は、 カン のに 5 新 起

適

用

L

な

1

日

ま

で

は

な

お

従

前

 $\mathcal{O}$ 

例

に

ょ

る。

法第六十条から第六十九条までの規定は、適用しない。

第四 条 船 舶 所 有者 (船: 舶 共 有の場合に は 船 舶 管 理 人、 船 舶 貸借の場合には船舶 借 入人、 船 舶 所有者、 船 舶

管 理 人及び 船 船借1 入人以外 ての者が 船員を使用する場合にはその者。 附 則 第七条第二項第二号及 び第十六 項

に お 1 て同じ。 は、 施行 日 前 に お 1 て ŧ 新 法第六十四 条 の 二 第 一項若しくは第六十五 条  $\mathcal{O}$ 協 定 (船 長

に 係 ぶるも  $\mathcal{O}$ に 限 る。 又 は 第六十 五 条の三第三項  $\mathcal{O}$ 協定 を 玉 土 ·交通· 大 臣 に 届 け 出ることができる。

うことができる。

2

新

法

第六

十 五

条

の 三

一第三項

第二号

 $\mathcal{O}$ 

規

定に

ょ

る指

定

は

同

号

 $\mathcal{O}$ 

規

定

 $\mathcal{O}$ 

例

12

ょ

り、

施

行

日

前

に

お

いて

も行

第五 条 発効 日 前 に 建造され た新法第百条の二第一 項に規定する特定船 舶 に つ ١ ر て 0 同 項  $\mathcal{O}$ 規定 0) 適 用 に 0

1 ては 同 項 中 初 めて」とある のは、 「二千六年の海 上 の労働に関する条約が 日 本 国 に つい て 効力を生

ずる日以後初めて」とする。

第六条 国 土交通大臣 又は 登 録 検 査 機 関 (次条第 項 (T) 規定 による国 一土交通· 大臣 の登録 を受け た者をいう。

以 下 同 Ü は、 発効 日 前 に お 1 て Ŕ 日 本 船 舶 漁 船 そ  $\mathcal{O}$ 他 新法 第 百 条 *O*) 第 項  $\mathcal{O}$ 玉 土交通 省令で定

 $\Diamond$ Ś 特 別  $\mathcal{O}$ 用 途 に 供 いされ る 船 舶を除く。 に お け Ź 船員  $\mathcal{O}$ 労働 条 件 等 (同 .項に! 規 定す ^る労働 条件 : 等 を . う

0 次条第二項第一号イにお いて同じ。 について新法第百条の二第 項又は第百条の 六第一 項の 検査 12 相

当する検査(以下「相当検査」という。)を行うことができる。

2 国 土交通大臣は、 国土交通大臣又は 登 録 検 査 機 関 が 新法第百条の二第 項の 検査に相当する検査の 結果

当

該

日

本

船

舶

が

新

法

第百

条の三第

項各号の

要件に相当する要件

の全てに適合すると認めたときは、

当該

検 査 を受け た 船 舶 所 有者 (船 舶共 有  $\mathcal{O}$ 場 合 に は 船 舶 管理 人、 船 舶 借 入  $\mathcal{O}$ 場 合に は 船 舶 借 入人。 第 匹 項 並 75

12 附 則 第 八 条 第二 項 反 び 第 五. 項 12 お 11 7 同 Ü に 対 Ļ 新 法 第 百 条 の 三 第 項  $\mathcal{O}$ 海 上 労 働 証 書 に 相 当す

る 証 書を交付 L なけ れ ば な 5 な \ <u>`</u> 国 土 |交通 大 臣 又は 登 録 検 査 機 関 が 新 法 第 百 条 *の* 第 項  $\mathcal{O}$ 検 査 に 相

する検査 の結果当 T該日· 本 船 舶 が新 法第百 条の三第一 項各号 の要件に相当する要件 0) 7 ず れかに 適合し て

な と認めた場合にお いて、 国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講 じられたものと認

めたときも、同様とする。

3 きを除 前 項 き、  $\mathcal{O}$ 規 定 発 効 により交付し 日 以 後 は た証 新 法 第 書 は、 百 条の その  $\equiv$ 交付 第 後発 項  $\mathcal{O}$ 効 規定 日 に ま で より 0 交付, 間 に 国 さ れ 土交通省令で定める事 た 海 上 労 働 証 書とみなす。 由 が 生じたと この場

合において、

当該

証

書

の有

効

期

間

 $\mathcal{O}$ 

起算

日

は

前

項

 $\mathcal{O}$ 

規定

によりその交付をした日とする。

4 当該 国土交通大臣 日本船 舶が同条第三項各号の要件に相当する要件の全てに適合すると認めたときは、 は、 国土交通大臣又は 登録検査機関が新法第百条の六第一 項の 検査に相当する検査の 当該検査を受け 結果

た船

舶

所有者に対し、

同

項

 $\mathcal{O}$ 

臨時海上労働証書に相当する証書を交付しなければならない

5 の場合に きを除き、 前 項 の規定により交付した証書は、 お 発効日 1 て、 当 以 後は、 該 証 書 新法第一  $\mathcal{O}$ 有 効 期 百 条の 間 その交付後発効日までの  $\mathcal{O}$ 起 六第三項 算 日 は  $\hat{O}$ 規定に 前 項  $\mathcal{O}$ 規 より交付され 定によりその 間 に国土交通省令で定める事 た 交付、 臨 時 海上 をした日 労 働 とする。 証書とみなす。こ 由 が生じたと

6 及び第四 相当 検 項 査  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 証 申 書 請  $\mathcal{O}$ 書 様  $\mathcal{O}$ 式 様 並びに交付、 式 相当 検 査 再交付及び書換えその他これらの  $\mathcal{O}$ 実 施 方法 そ 0 他  $\mathcal{O}$ 相 当 検 査 に 関 証 L 書に 必 要 関 な L 事 必 項 要な事項 並 びに第 は 項 0) 玉 土交 証 書

7 次に 掲げる者は、 実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

通省令で定める。

国土交通

大臣

の行う相

当

検査を受けようとする者

第二項  $\mathcal{O}$ 証 書 又 は 第 匹 項  $\mathcal{O}$ 証 書  $\mathcal{O}$ 交付を受けようとする者 (登録検査 機関 が相当検査を行 った船舶に

係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。)

三 第二項 の証 書又は第四 項の証書の再交付又は書換えを受けようとする者

第七条 国土交通大臣は、 相当検査を行おうとする者の申請により、 発効日前においても、 その者を相当検

査を行う者として登録することができる。

2 国土交通大臣は、 前項 0 規定による登録 (以下単に「登録」という。) の申請をした者 ( 以 下 「登録申

請 者」 という。 が 次に 撂 げ る要件の全てに適合しているときは、その 登録を L なけ ればならない。 この

場合におい て、 登録 に関 し 7 必要な手 続 は、 国土交通省令で定める。

次に掲げ げる条件  $\mathcal{O}$ いずれかに適合する知 識経験を有する者 ( 以 下 「検査員」 という。) が相当検査を

実施すること。

1 船員の労働条件等の検査について三年以上の実務の経験を有すること。

口 船舶 職 員及び小型船 舶操縦者法 (昭和二十六年法律第百四十九号) 第二条第二項に規定する船舶職

員として五年以上の乗船経験を有すること。

ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。

登録申 請 者が、 船舶所有者に支配されているものとして次の いがずれ、 かに該当するものでないこと。

1 第 八十六号) 登 録 申 請者が株式会社である場合にあっては 第八百七十九条第一項に規定する親法 船 人をい 舶 所有者がその親法人 ·\ 当該 登録申請 (会社法 者が外国にあ (平成十七 る事

務

所に

年法律

は お 1 て 外 国 相 におけ 当検査に係る業務 る同 法  $\mathcal{O}$ 親法 ( 以 下 人に相当するも 「相当検査業務」という。) のを含む。 ) であること。 を行おうとする者である場合にあって

口 登 録 申 請 者  $\mathcal{O}$ 役員 **(持** ?分会社 (会社法第 五. 百七十五 条第 項に規定する持分会社をいう。 に あ 0

員 7 又 は、 は 職 業 員で 務 を あ 執 0 行 た者を含む。 す る社員) に占 *b*  $\mathcal{O}$ る船 割 合が二分の一 舶 所 有 者  $\mathcal{O}$ を超えていること。 役員 は 職 員 (過 去二 年 間 に当 該 船 舶 所 有

又

者

 $\mathcal{O}$ 役

年 間 登録 に当該 申 請者 船 舶 法 所 人に 有 者 の役員又は職員であった者を含む。) あっては、 その代表権を有する役員) であること。 が、 船 舶 所有者 の役員又は職員 (過去二

玉 土交通 大臣 は、 登録 申 請者が、 次の 各号のいず ħ かに該当するときは、 登録をしてはならな

3

三十号) この 法 は律、 若しく 船 は 員 船 法 舶 船 職 員 舶 及 安全法 び 小 型 (昭 船 舶 和 操 八年 縦 者 法 法又はこれ 律第十一 号) 5 O法 船 律 員 に 職 基 業安定法 づく命 令に 昭昭 違 和二十三年 反 Ļ 罰 法律 金以 第百 上  $\mathcal{O}$ 

刑に処せられ、 その執行 行 を終わ n, 又は 執執 行を受けることがなくなった日から二年を経過し な 1 者

- 第二十五項又は第二十六項の規定により登録を取り消され、 その 取 消しの日から二年を経過しない者
- $\equiv$ 法 人であって、 その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 登 録 は、 登 録 検査機関 登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
- 登録を受け た者 の氏 名又は名称及び 住所並 びに法人にあっ ては、 その代表者 の氏名
- 三 登録を受けた者が相当検査を行う事業所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 5 登 録 検 査 機 関 は、 相当検 査を行うことを求められたときは、 正当な理由がある場合を除き、 遅滞なく、
- 相当検査を行わなければならない。
- 6 登 録 検 査 機関 は、 公正に、 かつ、 第二項第一号に掲げる要件に適合する方法により相当検査を行わなけ
- ればならない。

す

る日

の <u>-</u>

週間前までに、

国土交通大臣に届

け出なければならない。

7 登 録 検 査 機 関 は、 第四 項 第二号から第四号までに掲げる事 項を変更しようとするときは、 変更しようと

8 登 録 検 査 機 関 みは、 相当検 査業務 の開 始 前に、 相当 検査業務 の実施 に関する規程 ( 以 下 「相当検査業務規

程」 という。) を定め、 国土交通大臣  $\mathcal{O}$ 認可を受けなければならない。 これを変更しようとするときも

同様とする。

9 玉 土交通大臣 は、 前項  $\mathcal{O}$ 認可をした相当検査業務規程 が 相当 検査業務  $\mathcal{O}$ 適正 か つ確実な実施 上 不適当と

な ったと認 8 るときは 登 録 検 査 機 関 外 国 に あ る 事 務 所 に お 1 7 相 当検 査 業 務 を行う登録 検 査 機 関 以

下 国 登 録 検 査 一機関」 という。 を除く。 に対り Ļ そ  $\mathcal{O}$ 相 当検 査業: 務 規程、 を変更すべきことを命ずる

ことができる。

10 相 当 |検査 業務規程には、 相当検査業務の実施方法、 専 任 の管理責任者  $\mathcal{O}$ 選任そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 相当検 査 業務 の信

頼 性 を確保するため の措置、 相当検査に関する料金その他 0 玉 土交通省令で定める事 項を定めてお か な け

ればならない。

11 登 録 検 査 機 関 は、 検査! 員 で選任 したときは、 その 日から十五 日以内に、 国土交通大臣にその旨 1を届 け 出

なければならない。これを変更したときも、同様とする。

12 玉 土 一交通-大臣 は、 検査員 が、 この法律、 この 法律に基づく命令若しくは処分若しくは第八項  $\mathcal{O}$ 規定によ

り 認 可を受けた相当検査業務規程 に違っ 反する行為をしたとき、 又は 相当検査業務 に関 著 しく不適当な行

為をしたときは、 登録: 検 査 機関 (外国 登 立 録 検 査 機関を除く。) に対 Ļ 検 査員の解任を命ずることができ

る。

13 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による命令により 検 査 員  $\mathcal{O}$ 職を解任され、 解 任 0 日 から二年を経 過 L ない · 者は、 検査員とな

ることができない。

14 登 録 検 査 機 関  $\mathcal{O}$ 役員 及 び 職 員 で 相当検 査業務 に従 事 す Ź Ł  $\mathcal{O}$ は、 刑 法 明 治 四十 年 法 律第四 十五 そ

 $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 罰 則  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい て は、 法令に より 公務 に 従 事 す る 職 員 2 4 なす。

15 登 録 検 査 機 関 は、 毎 事 業 年 度経 過 後三 月以内 に、 当該 事 業年 度の 財 産 目 録、 貸 借 対 照表及び 損 益計 算 書

又 は 収支計算 算 書並 び に 事 業報告書 (その作成に代えて電磁的 記 録 電 子 的 方式、 磁気的 方式そ  $\mathcal{O}$ 他 人 0 知

覚によって は 認 識することができな い方式で作られ ,る記! 録 であって、 電子 計 算 機 に よる情 報 処 理  $\mathcal{O}$ 用 12 供

されるも のを 7 う。 以下 同じ。 0 作 成 が っされて **,** \ る場合に おける当 該 電 磁 的 記 録 を含む。 以下 「財 務 諸

表等」 という。 を作成し、 国土交通 大 臣に提出するとともに、 五年間 事 務 所 に 備えて置 カ なけ れ んばなら

ない。

16

船 舶 所有者その 他  $\mathcal{O}$ 利害 関 係 人は、 登録 検査 機関の業務時 間 内 は、 *(* ) つでも、 次に掲げる請 求をするこ

できる。 ただし、 第二号又は第四号の請求をするには、 登録検査機関 の定めた費用を支払わなけ れば

ならない。

財 務諸 表等が 書 面をもって作成されているときは、 当該 書 面  $\mathcal{O}$ 閲覧又は 謄 写の請り

求

前 号の 書 面  $\mathcal{O}$ 謄 本 文 は 抄 本  $\mathcal{O}$ 請 求

 $\equiv$ 

財 務 諸 表 等が 電 磁 的 記 録 をも つ て作 -成され てい るときは、 当該 電 磁 的 記 録 に 記 録 され

通 省 令で定 8 る方法 に より 表 示 L た ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 閲 覧 又 は 謄 写  $\mathcal{O}$ 請 求

兀 前 号の 電 磁 的 記 録 に 記 録され た事項を電 磁 的 方法であ 0 て 国土交通省令で定めるものにより提供する

ことの請 求 又は当該事 項を記載 じた 書 面 の交付  $\mathcal{O}$ 請 求

17 登 録 検 查 機 関 は、 玉 土交通大臣 の許可を受けなければ、 相当検査業務の全部又は一部を休止し、 又は廃

止 7 はなら ない。

18 玉 王 |交通-大 臣 」は、 登録 検 査 一機関 外国 |登録: 検 査機関 を除く。) が第二項各号の いず れ カ に適合しなくな

0 たと認めるときは、 その 登録検 査 機関 に対し、 これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきこと

た事

項

を国

土 交

を命ずることができる。

19 国土交通大臣は、 登録 検査機関 (外国登録検査機関を除く。) が第五項又は第六項の規定に違反してい

ると認めるときは、 その登録検査 一機関に 対 Ļ 第五 項及び第六 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による相当検査 業務を行うべきこ

と又は相当検 査の 方法そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 業務  $\mathcal{O}$ 方 法 の改善に 関し 必 要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 0 規 定中 命ず Ś とあ る  $\mathcal{O}$ は 清請 求する」 と読み替えるものとする。 20

第

九

項、

第十二

一項及び

前

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

は、

外

玉

登

録

検

査

機

関

に

0

**,** \

て準

用する。

この場合にお

いて、これ

玉

21 土 交通 大 臣 は、 こ の 法 律 を施 行するため 必 要が あると認めるときは、 登 録 検査 機 関 外国 登 録

関 を除く。)に対し、 その業務又は 経理の 状況 に関 し報告をさせることができる。

22 国土交通大臣は、 この法律を施行するため必要があると認めるときは、 その職 員に、 登録検査 機関 外

玉 登 録 検 査 機関を除く。 0 事務所又は事業所に立ち入り、 業務の状況又は帳簿 書類その 他  $\mathcal{O}$ 物 件を検 査

させることができる。

23 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 により立 入 検査をする場合にお *\*\ ては、 当該 職 員 は、 その身分を示す証 明書を携帯 か 0

関係 者  $\mathcal{O}$ 請 求があるときは、 これを提示しな け れば なら な 

検

査

機

24

25

第二十二項の規定による立入検査

一の権

限は、

犯罪

捜査のため

に認められたものと解釈してはならない。

が次の各号のいずれかに該当するときは

国土交通大臣は、

Ļ

又は

期間を定めて相当検査業務

の全部若しくは

一部の停止を命ずることができる。

登録

検査機関

(外国登録検査機関を除く。)

その登録を取り消

第三項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

項、 第十

項、

第十五項、

第十

七

項又は第二十八項

 $\mathcal{O}$ 

規定に違反

したとき。

第七

八項  $\mathcal{O}$ 

三

第

規定に、 よる 認

可

を受けず、

又は

同

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 

規定による認

可を受け

た相当検査

業務規程によらない

62

<u>|</u>当検:

ったとき。

査 一を行

で

相

第九項、 第十二項、

第十八項又は第十九項の規定による命令に違反したとき。

匹

当な理

五.

正

由

がないのに第十六項各号の規定による請求を拒んだとき。

の手段により登録を受けたとき。

六

不正

26

玉

外 国

登録検査

機関

が

次

(の各号のいずれかに該当するときは、

その

登録を取

り消すこと

土交通大臣は、

できる。

が

前項第一 号、

第二号 (第十五項に係る部分を除く。)、第三号又は第六号のいずれかに該当するとき。

第二十項の規定により読み替えて準用する第九項、 第十二項、 第十八項又は第十九項の規定による請

求 に 応じなかったとき。

国土交通 大臣 が、 外 玉 |登録: 検査機関 が前二号のいずれ かに該当すると認めて、 期間を定めて相当検査

業務 の全 部 又は 部  $\mathcal{O}$ 停 止 を請 求 した場合にお į, て、 その 請 成に応じなかったとき。

< は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 記 載 を 又 は 正 当 な 理 由 が な 1  $\mathcal{O}$ に 第 + 六 項 各号  $\mathcal{O}$ 規 定 によ る 請 求 を 拒 んだとき。

五.

国

|土交通

大臣

が、

ک

 $\mathcal{O}$ 

法

律を

施

行す

るた、

 $\Diamond$ 

必

要が

あると認め

て、

外

玉

登

録

検

査

機

関

12

対

そ

 $\mathcal{O}$ 

業務

又

兀

第十

五.

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

· 違

反

L

つて財

務

諸

表

公等を備る

え

7

置

カ がず、

財

務

諸

表等に

記

載

すべ

き事

項を記れ

載

せず、

若

は 経 理  $\mathcal{O}$ 状 況 に 関 報告を求めた場合において、 その報告がされず、 又は 虚 偽 0 報告がされたとき。

六 国土交通大臣が、 この法律を施 行するため必要があると認めて、 その職員に外国 |登録 検 查 機 関  $\mathcal{O}$ 事 務

所又 は事業所に立ち入ら せ、 業務の状況又は 帳 簿書類そ 0 他 (T) 物 件 を検査させようとした場合にお 7

そ Ō 検 査 が 拒 ま れ、 妨げ 6 れ、 又は忌避されたとき。

七 次 項  $\mathcal{O}$ 規 定に よる費 用  $\mathcal{O}$ 負 担 をし な 1 とき。

27

前 項 第六日 、号の 検査に要する費用 (政令で定めるもの に限る。 は、 当該: 検査を受ける外国 |登録: 検 査 機関

の負担とする。

28 登録 検査機関は、 国土交通省令で定めるところにより、 帳簿を備え、 相当検査業務に関し国土交通省令

で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

一登録をしたとき。

29

玉

土交通大臣は、

次に掲げる場合には、

その旨を官報に公示しなければならない。

二 第七項の規定による届出があったとき。

三 第十七項の規定による許可をしたとき。

兀 第二十 五. 項  $\hat{O}$ 規定により登録 を取り消し、 又は相当検査業務の停止を命じたとき。

五 第二十六項の規定により登録を取り消したとき。

30 登 録 検 査 機 関 は、 発効日において、 新法第百条の十二第一 項に規定する登録を受けた者とみなす。 この

場 合において、 次の 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に掲げ る新法  $\mathcal{O}$ 規 定中 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄に掲げる字句は、 それぞれ同 表  $\mathcal{O}$ 下 · 欄 に 掲

げる字句とする。

第百条の十七第二項

この法律、この法律に基づく

この法律若しくは船員法の一部を改一

正

第一号若しくは第三号		
三号又は一部改正法附則第七条第三項	は第三号	
第百条の十二第三項第一号若しくは第	第百条の十二第三項第一号又	第百条の二十六第一項第一号
第百条の十四	同条	
条第五項若しくは第六項		
第百条の十四又は一部改正法附則第七	第百条の十四	第百条の二十二
受けた相当検査業務規程		
附則第七条第八項の規定により認可を		
けた検査業務規程若しくは一部改正法		
分、前条第一項の規定により認可を受		
これらの法律に基づく命令若しくは処	受けた検査業務規程	
号。以下「一部改正法」という。)、	条第一項の規定により認可を	
する法律(平成二十四年法律第	命令若しくは処分若しくは前	

第百条の十九第二項各号又は一部改正	第百条の十九第二項各号	第百条の二十六第一項第五号
に規定する相当検査を		
検査又は一部改正法附則第六条第一項	検査を	
<b>查業務規程</b>		
同項の規定による認可を受けた相当検		
の規定による認可を受けず、若しくは		
で、又は一部改正法附則第七条第八項	查業務規程	
認可を受けた検査業務規程によらない	の規定による認可を受けた検	
を受けず、若しくは同項の規定による	よる認可を受けず、又は同項	
第百条の十六第一項の規定による認可	第百条の十六第一項の規定に	第百条の二十六第一項第三号
十五項、第十七項若しくは第二十八項		
正法附則第七条第七項、第十一項、第		
第百条の二十若しくは次条又は一部改	第百条の二十又は次条	第百条の二十六第一項第二号

第百条の十九第一項若しくは一部改正	第百条の十九第一項	第百条の二十六第二項第四号
二項第二号イに規定する相当検査業務		
検査業務又は一部改正法附則第七条第	検査業務	
十六項第一号若しくは第二号		
前二号又は一部改正法附則第七条第二	前二号	第百条の二十六第二項第三号
第十九項の規定		
第九項、第十二項、第十八項若しくは		
の規定により読み替えて準用する同条		
二又は一部改正法附則第七条第二十項	二十二の規定	
第百条の二十一若しくは第百条の二十	第百条の二十一又は第百条の	第百条の二十六第二項第二号
則第七条第十五項		
第百条の十九第一項及び一部改正法附	第百条の十九第一項	第百条の二十六第二項第一号
法附則第七条第十六項各号		

に一部改正法附則第七条第二十六項第		
検査させようとした場合又はその職員	検査させようとした場合	
若しくは帳簿書類	又は帳簿書類	
若しくは事業所	又は事業所	
その職員に	、その職員に	第百条の二十六第二項第六号
第二十六項第五号の報告を求めた場合		
求めた場合又は一部改正法附則第七条	求めた場合	
	の業務又は	
その業務若しくは	、外国登録検査機関に対しそ	
外国登録検査機関に対し、この法律	この法律	第百条の二十六第二項第五号
改正法附則第七条第十六項各号		
第百条の十九第二項各号若しくは一部	同条第二項各号	
法附則第七条第十五項		

次項又は一部改正法附則第七条第二十	次項	第百条の二十六第二項第七号
六号の検査をさせようとした場合		

31 発効' 日前 に第九項、 第十二項、 第十八項、 第十九項又は第二十五項の規定によりされた命令は、 発効 日

以 が後は、 新法 第百条 の十六第二項、 第百条の十七第二項、 第百条の二十一、第百条の二十二又は第百 条  $\mathcal{O}$ 

二十六第一項の規定によりされた命令とみなす。

32 第三 項 各号  $\mathcal{O}$ いず れ かに該当する者は、 新法第百条の十二第三項の規定の適用については、 同 項各号の

いずれかに該当する者とみなす。

第八条 録検査機関 前条第二十五項の規定による相当検査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登 の役員又は職 員 行は、一 年 以下の懲役又は五十万円以下の罰 金に処する。

2 船 舶 所有者が、 偽りその 他不正 の行為により 附則第六条第二 項 (T) 証 書 又は同条第四 |項の証表 書 の交付、 再

交付又は書換えを受けたときは、二百万円以下の罰金に処する。

次  $\mathcal{O}$ 各号 0 1 ずれ か に該当する場合には、 その違反行為をした登録 検査 機関 外国 **|登録** 検 査 機関 るを除く

3

- 0  $\mathcal{O}$ 役員 又は 職員は、三十万円以下 . (T) 罰金に処する。
- 前条第十 七 項の 規定による許可を受けないで相当検査業務の全部を廃止したとき。
- 前条第二十一 項のに 規定による報告をせず、 又は虚偽 の報告をしたとき。
- 4 前 条第二十二項の 規定による検査 を拒み、 妨げ、 又は忌避し た者は、 三十万円以下の 罰 金に処する。
- 5 船 舶 所 有 者  $\mathcal{O}$ 代表者又 は 代理人、 使用人そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 従業者 が、 船 舶 所 有 者  $\mathcal{O}$ 業 務 に 関 第二 項  $\mathcal{O}$ 達反行
- 為をし たときは、 その 行 為者を罰 す る ほ か そ  $\mathcal{O}$ 船 舶 所 有 者 に 対 して、 同 項  $\mathcal{O}$ 刑 を科 <u>-</u>する。
- 前 条 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に 違 反 して 財 務 諸 表等、 を 備 えて置 か ず、 財 務 諸 表 等 12 記 載 す ベ き事 項 を 記 載 せ ず、

6

- 若しくは虚 偽 0 記載をし、 又は一 正当な理 由 が な V  $\mathcal{O}$ に 同 【条第十六項各号の 規定による請求を拒 んだ者 **外**
- 国 登 録 検査機 関 を除く。) は、二十万円以下の過 料に処する。

## 準 備 行為

第九 条 新法 第 百条の 十 二 :: 第 項に 規定す る登録を受けようとする者は、 発効日 前 に お () ても、 その 申 請 を

行うことができる。 新法第百条の十六第一 項の規定による検査業務規程  $\mathcal{O}$ 認可  $\mathcal{O}$ 申 · 請 に ついても、 同 .様と

する。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第十条 この法律 (附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、 当該規定) の施行前にした処分、手続その

他 の行為であって、 新法 (これに基づく命令を含む。) 中相当する規定があるものは、 これらの規定によ

ってした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施行 前 にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

及びこの 附 則 0 規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの 法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関

する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(船員保険法の一部改正)

第十三条 船員 保険法 ( 昭 和 十四年法律第七十三号) の一部を次のように改正する。

第百六条第一項ただし書中 「第四十七条」を「第四十七条第一 項及び第二項」 に改め、 「できる場合」

の 下 に (同条第四項の規定による請求がされた場合にあっては、 被保険者又は被保険者であった者の 職

務外  $\mathcal{O}$ 負傷又は 疾病につき被保険者又は被保険者であった者に故意のある場合に限る。)」 を加える。

(船員職業安定法の一部改正)

第十四条 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第 八 + 九 条 第二 一項及び 第三 項 中  $\mathcal{O}$ 定 8 る を 「で定め る に改 め、 同 条第 匹 項中 「第六十二条」 を \_

第三十六条第三項、 第六十二条」 に、 「第六十五 条の二 第 二項 同 法第 八 十八 条 *の* 二 の二第三項」 を 第

六十五条の二第三項 (同法第八十八条の二の二第五項」に、 「第六十五条の三(同法第八十八条の二の二

第三項にお いて読み替えて」を 「第六十五条の三第一項及び第二項、 同条第三項 (同法第八十 八条の二の

二第六項にお いて」に改め、  $\neg$ (同法第八十八条の三第四項に おお いて準 用する場合を含む。 を削

第八十二 八条の二の二第二項」 を 第八十八条の二の二第一 項 から第三項まで」に、 並 び に第八十

八条  $\mathcal{O}$ 七 を 第八十八条  $\mathcal{O}$ 七 並 びに )第百· + 八条  $\mathcal{O}$ 兀 第三項」 に、 基 づ ζ, て発する」 を 基 づく」に

「及び同法第六十五 一 条 \_ を 並 び に同 法第六十五条及び第六十五条の三第三項 (同法第八十八条の二の

二第六 有者に 三項 項中 遣 有者 あら 項 有者に次に を 元 (同 に 中  $\mathcal{O}$ カゝ あ 「そ 類に 申 船 ľ 申 5 法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。 「第六十条第 め 舶 し出て」 か 0) 掲 じ 労 お 所 出たとき」と、 第六 め、 げ 働 いて準用する場合を含む。)」に、 有者に申し出 休 る申 時 日 とあるの 十条第 そ 間 にお 出をし  $\mathcal{O}$ を超えて作業に従事することを申し出た場合」 労 項 7 働 0) たし は て」に、 同 項 時 て作業に従事することを派遣 規定による労働 条第 間  $\mathcal{O}$ に改 規 を あら 六 定 超 えてて め、 項 に 「休日にお ょ 中 かじめ、 作業 る労働 同 「そ 時 条第 に 間  $\mathcal{O}$ *\*\ その 従 五. 休 時  $\mathcal{O}$ 項 て作業に従事することを申し出た」 間 事することを派遣 制 息 同 中 休 時 限  $\mathcal{O}$ 息 を超えて作業に従事することを申 間 制 条中」を 並 時 元 を 限 を超 間 び  $\mathcal{O}$ 同 に 船 を 項 第百 同 えて 舶  $\mathcal{O}$ 同 協 項の協定で定めるところによることを派 所 を 十七 有者に 作業に 定で定めるところによることを船 元 法第六十五条及び第六十五条の三第三 中に、  $\mathcal{O}$ 「第八十八条の二の二第二項及び第 条 船 従事 の二か 申 舶 i 所 出 有 することを派 「第八 た 者に ら第百 を を 申 十八条の二の二第二 + し出たとき」 L 派 「次に掲げる申 八条 出 遣 遣 た場 の三まで」 元 元 合  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 船 船 を 舶 舶 舶 出 所 所 所

を

第

百

+

七

条

の二か

5

第百十八

条の三ま

で 並

び

に第百

十八

条の

几

第

項」

に

改

め、

同

条第

六

項

中

「第

六十五条の二第二項

(同法第八十八条の二の二第三項」を

「第六十五条の二第三項

**同** 

法第八十八条の二

項、 六十三条の規定を除く。)」 び第七十二条」を「第七十一 六十八条」を の二第五項」に、 第六十六条、 「第六十八条第一項」に、 第六十八条第一 「第五項」を を 条第一項」 「前項」 「第六十一条、 項及び 第七十 に、 に、 「第七十二条の二」を「第七十二条」に、「第七十一 「第六章 「基づいて発する」を「基づく」 第六十四条か 条か ら第七十三条まで」に、 (第六十条第二項及び第三項、 ら第六十五条の二まで、 に改め、 並 び に第百・ 第六十二条並 第六十五 同条第 十三条」 条第一 八項中 条 の三 がに 一第三 を 項 及 「第 第

< 六十五条の三第三項」に、 第百十三条 に、 「及びこの 並 び に第百・ 法律に基づい + ·八 条 「及び第六十五条」を「、  $\mathcal{O}$ て発する」を「及びこの 兀 第四 項 に、 この 第六十五条及び第六十五条の三第三項」に改 法律に基づいて発す 法律に基づく」 に、 Ś 「第六十五条」 を この 法 を 律 に 基 「第 づ

書  $\mathcal{O}$ 法 類を含む。)」 律に基づく命令 と」の下に (船員 職業安定法第八十九 乛 同法第百十八条の四第一項中 条 の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。) 「この法律に基づく命令」とあるのは 

と 同 条第二項中 「船内苦情処理手続」 とあ る <u>0</u> は 「派遣先  $\mathcal{O}$ 船 舶 所有者が定める船内苦情 処 理手 続

と」を加える。

第九十二条第一項中 「第三十一条」 の下に「、 第三十二条、 第三十三条」を加え、 「及び第三項」 を

びその 置 及び第四項」 及び物品 管 理  $\mathcal{O}$ 0 備付 に、 体 制 け、 の整備」 医 船内 薬 品 に、 の備付 作業による危害の防  $\bigcup_{i=1}^{n}$ け、 定める事 安全及び衛生に関する教育」 項」 止及び船内 を 「で定める事項」 衛生 の保持に関する措置 を に、 船 内衛: 「安全及び衛生に関する教育そ 生 の保: の船内に 持に必要な設備 お ける実施  $\mathcal{O}$ 設 及

 $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 派 遣 船 員 を 派 遣 船 員 に改め

第十五 条 船 員 職業安定法  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように改 正 する。

第

八

+

九

条

第二

項

中

\_

 $\mathcal{O}$ 

規

定

(同

項」

を

及

び

第百十三条第二項

の規定

これ

5

O

規定」

に

改

次  $\mathcal{O}$ 項 他 E のに、 お 7 て 「とする」を「と、 同 ľ を削 り、 同 同法第百十三条第二項中 条 第 項 を 同 法 第 八 + 船 条 第 舶 所有者 項」 に、 とあるの は そ  $\mathcal{O}$ 船 他  $\bigcirc$ 舶 所 有者 を 「そ (派

遣先  $\mathcal{O}$ 船 舶 所有者を含み、 に改め、 と、 同条第三項中 「船舶 所有者を」 「の規定」 とあるのは の 下 に (同項に係る罰 船 舶 所有者 (派遣先 の規定を含む。  $\mathcal{O}$ 船 舶 所 有者を含む を加え

則

同 条第八項中 「第百· 十三条」 を 「第百十三条第 項」に対 改める。

`

0

を」とする」

第九十二条第 項中 「第五 条」 を 「第 五. 条第 項」 に 改 め、 「第百 九条 か 5 0 下に 「第百 十二条まで

第百十三条第一

項及び第二項、

第百

十四条か

, 6

を加え、

「第百十三条」を

「第百十三条第

項及び第

75 -

二項」に改める。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第十六条 国家公務員等の旅費に関する法 律 昭昭 和二十五年法律第百十四号) *(*) 部を次のように改正する。

第四 十七七 条中 「第四十七条」 を 第四 十七条第 項若 しくは第二項」 に改め、 同 条に 次 ∅– 項 を加える。

2 各 庁  $\mathcal{O}$ 長 は、 職 員 に つ ١ ر ,て船 員法第四十 七条第二項  $\mathcal{O}$ 規定に該当する事 由 が あ 0 た場合 12 お 7 て、 前

項  $\mathcal{O}$ 規定 に より /当該: 職 員 に旅費を支給したときは、 当該 職 員 に . 対 Ļ 当該支給 した旅 費  $\mathcal{O}$ /償還 を請う 求 す

るものとする。

国 0 援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一 部 改正)

第十七 条 玉 の援助等を必要とする帰国者に関する領事官 の職務等に関する法律の 一部を次のように改正

る。

第 条 中 「且つ」 を っか .. つ \_ に、 「第四十七条」 を 第四十七条第一 項及び第二項」に、 外」 を 「ほ

か」に改める。

第六条第二項中 「すみやかに」 を 「速やか に に、 船舶 0 を 「送還費を負担した」 に、 船 舶 所有

者をいう」を 船 舶 所有者をい 同法第五条第一 項の 規定により船舶所有者に関する規定の適用を受け

る者を含む」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十八条 自 衛 隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号) の 一 部を次のように改正する。

第百八条中 「及び第七号」 を 「から第八号まで」に、 「基く」を 「基づく」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十 九 条 登録 免許 税 法 (昭 和 四十二年法律第三十五号) の — 部を次のように改正する。

別表第一第百三十七号の次に次のように加える。

百三十 機 船 関 員  $\mathcal{O}$ 法 Ė の 二 登録 昭昭 和二十二年法律第百号) 船  $\mathcal{O}$ 登 録 員  $\mathcal{O}$ 労働条件等に係る登録検査機 ( 更 新 の登録を除く。 第百条の二第一 関 項  $\mathcal{O}$ 登録 (登録検 査 登録件数 件につき九万円

、登録免許税法の一部改正に伴う経過措置

第二十条 附則 第一 条第三号に掲げ る規定  $\overline{\mathcal{O}}$ 施 行 0 日 から発効日 の前 日までの 間に受ける前条 の規定による

改正 後の登録免許税法別表第一第百三十七号の二に掲げる登録に係る同号の規定 の適用については、 同号

中 「船員法 (昭和二十二年法律第百号)第百条の二第一 項 (登録検査機関  $\mathcal{O}$ 登録) 0) 登 録 (更新 の登録 を

除 )」とあるのは、 「船員法 の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第

号) 附則第七条第

項(登録検査機関の登録)の規定による登録」とする。

(船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正)

条 船 員 災 害 防 止 活 動  $\mathcal{O}$ 促 進 に関 する法 律 韶 和 四十二年法律第六十一号) の <u>ー</u> 部を次のように改

正する。

第二条第三項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一 部改正)

第二十二条 公立の 義務教育諸学校等 の教育職員 の給与等に関する特別措 置 法 昭昭 和四十六年法律第七十七

号)の一部を次のように改正する。

第五 条中 第八十八条の二の二第三項及び」 を 「第八十八条の二の二第四項及び第五 項並 びに に改め

る。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二十三条 船 員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 雇 用 0 促 進に関する特 - 別措 置 法 の 一 部を次のように改正 する。

-四条第 項中 「第五 条 を 「第五 条第一 項」 に改め、 「第三十一条」 の 下 に 第三十二条、 第三

十三条」を加え、 「及び第三項」 を 「及び 第四 項 に改め、 「第百十二条」 の 下 に 第百十三条第 項

及び第二項、 第百 + 匹 · 条 \_ を加い え、 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 備 付 け、 安全及び衛生に 関 する教育」 を 船 内 衛 生  $\mathcal{O}$ 保 持

12 必 要 な 設 備  $\mathcal{O}$ 設 置 及 び 物 品  $\mathcal{O}$ 備 付 け、 船 内 作 業に ょ る 危 害  $\mathcal{O}$ 防 止 及び 船 内 衛 生  $\mathcal{O}$ 保 持 12 関 す る 措 置  $\mathcal{O}$ 船

内 に お ける 実 施 及 び そ  $\mathcal{O}$ 管 理  $\mathcal{O}$ 体 制  $\mathcal{O}$ 整 備 に、  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ る 事 項 を 「で定め る 事 項」 に、 「安全及 び 衛

生に 関する教育その 他 0 船 員 (労務 供 給 を 「船員労務供給」 に、 第百十三条」 を 「第百十三条第 項

に改 め、 「労働 協約」 と、 の下に 同 項及び同条第二 一項中」 を加える。

(国土交通省設置法の一部改正)

第二十四 条 玉 土交通省設置 法 平 成 十一 年法律 第百号) 0) 部を次のように改 正 する。

第四 条第九十八号中 「 及 び 」 を 船 舶  $\mathcal{O}$ 乗 組 員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 適 正 な労働環境 及び 療養補業 償  $\mathcal{O}$ 確 保 並 び に に改め

## 理由

船

員

 $\mathcal{O}$ 

労働

条

件

等に

関

する

規

定

の整備、

玉

際航

海

に

. 従

事

する

定

 $\mathcal{O}$ 

日本

船

舶

及び

我が一

玉

に寄港す

る 一

定の

外

二千六年の海 上  $\mathcal{O}$ 労 働 に 関 する条約の締結に伴 V. 船 員  $\mathcal{O}$ 労働 時 間 に 関 する規制 を船長にも 適 用 する等の

玉 船 舶に 対す Ź 船員  $\mathcal{O}$ 労働 条件等に **つ** *\*\ て  $\mathcal{O}$ 検 査 に 関 する 制 度  $\mathcal{O}$ 創設等  $\mathcal{O}$ 所 要の 措 置 を 講ずる必要が 、ある。

これが、この法律案を提出する理由である。